

八千代町障がい者プラン

【 第3次 障害者計画 】

【 第4期 障害福祉計画 】

平成 27 年 3 月

茨城県 八千代町

はじめに



本町では、平成24年3月に従来の計画を改訂した「八千代町障がい者計画」のもと、ノーマライゼーションの地域社会を実現し、誰にとってもやさしい共生社会をめざしてまいりました。

この間、障がい者制度は「障害者自立支援法」が平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に変わるとともに、障がい者の定義に難病等が加わるなど、障がい者の自立生活に向けた制度環境が変化してきておりますが、依然として障がい者自身の高齢化及び介護者の高齢化等に伴う問題など、地域社会で安心していきいきと暮らすためには、まだまだ多くの課題を抱えております。

今後は、この計画を基本とし、「障がいのある人も障がいのない人も、だれもが、ともに、住み、働き、学び、憩える共生社会」「障がいのある人が住み慣れた地域で、自己決定と自己選択のもと、自立と社会参加をすすめる、安心して生涯をすごせる地域社会」、の2つを基本理念のもと、本町の障がいのある方々が地域で安心して暮らせるよう関係機関・団体等と連携、協力をいただきながら障がい者に関する施策の推進と障がい者福祉の充実に努めてまいりたいと考えております。

最後に、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見、ご提言など様々なご協力をいただきました地域自立支援協議会委員の皆様並びにご協力いただいた関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

平成27年3月

八千代町長 **大久保 司**

目次

第1編 総論.....	1
第1章 計画の概要.....	3
1 障がい者施策をめぐる現状と計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画期間.....	6
4 計画の策定体制.....	6
第2章 八千代町の障がい者を取り巻く現状.....	7
1 人口と世帯数.....	7
2 障がい者数の推移.....	8
3 障がい者の就学、就業状況.....	13
第3章 計画の基本的考え方.....	15
1 計画の基本理念.....	15
2 計画の基本方針.....	16
3 施策体系.....	17
第4章 計画の推進に向けて.....	18
1 連携による施策・事業の展開.....	18
2 計画の進行管理.....	18
第2編 障害者計画.....	19
第1章 生活支援.....	21
施策の方向1 相談支援体制の充実.....	21
施策の方向2 福祉サービスの基盤整備.....	22
施策の方向3 障がい児の育成支援.....	24
第2章 保健・医療.....	26
施策の方向1 健康づくり・障がい予防の推進.....	26
施策の方向2 心の病の予防・支援対策の推進.....	28
施策の方向3 医療・地域リハビリテーションの充実.....	29
施策の方向4 難病に関する支援の充実.....	30
第3章 教育、文化芸術活動・スポーツ等.....	31
施策の方向1 障がいのある子どもの教育環境の充実.....	31
施策の方向2 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動等の充実.....	33
第4章 雇用・就業、経済的自立の支援.....	34
施策の方向1 雇用・就労の場の確保.....	34
施策の方向2 職業リハビリテーションの充実.....	36
施策の方向3 生活安定・経済的自立の支援.....	38
第5章 生活環境.....	39
施策の方向1 バリアフリーの生活環境整備.....	39
施策の方向2 居住の場の充実.....	40
施策の方向3 移動・交通環境の充実.....	41

第6章 情報・アクセシビリティ	42
施策目標1 情報提供の充実	42
施策目標2 意思疎通支援の充実と行政上の配慮	43
第7章 安全・安心	44
施策の方向1 防災対策・災害時対応の充実	44
施策の方向2 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止	45
第8章 差別の解消及び権利擁護の推進	46
施策の方向1 障がいのある人についての理解の促進	46
施策の方向2 虐待防止と権利擁護の推進	48
第9章 地域における支援体制づくり	49
施策の方向1 地域支援体制の整備	49
施策の方向2 人材の養成・確保	50
第3編 障害福祉計画	51
第1章 障害福祉計画の策定にあたって	53
1 サービス等の体系	53
2 障害福祉サービス等の提供の考え方	54
3 計画の数値目標	55
第2章 障害福祉サービス等	58
1 訪問系サービス	58
2 日中活動系サービス	60
3 居住系サービス	68
4 相談支援	70
5 自立支援医療と補装具	71
第3章 地域生活支援事業	72
1 必須事業	72
2 任意事業	82
第4章 児童福祉法に基づく障がい児のサービス	84
1 障害児通所支援	84
2 障害児相談支援	86
第5章 制度のより良い運用	87
資料編	89
1 八千代町地域自立支援協議会の設置及び運営に関する要項	91
2 八千代町地域自立支援協議会委員名簿	93

第 1 編

総 論

第1章 計画の概要

1 障がい者施策をめぐる現状と計画策定の趣旨

(1) 障がい者施策の動向

- 近年、国では、障害者権利条約の採択（平成18年12月）と発効（平成20年5月）を受け、その後も条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障がい者に係る制度の集中的な改革に取り組む中で、平成23年には「障害者基本法」の改正、平成24年には障害者自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」と称する）の制定を行いました。
- 平成25年度においては、障害者基本法に基づき国が策定する障がい者施策に関する基本計画が見直され、平成25年度から29年度までの概ね5年間を計画期間とする「障害者基本計画（第3次計画）」が策定されました。

【 国の障害者基本計画（第3次）の基本的考え方 】

○基本理念

「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、
相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」

○基本原則

- ①地域社会における共生等 ②差別の禁止 ③国際的協調
- （↑障害者基本法改正（平成23年）を踏まえた施策の基本原則の見直し）

★施策の横断的視点として、障がい者の自己決定の尊重を明記

- 障がい者の人権に関しては、平成23年の「障害者虐待防止法」に続き、平成25年には改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」と称する）が制定されました。

(2) 八千代町障がい者プランの策定

- 本町では、平成24年3月に策定した「八千代町障がい者プラン（第2期障害者計画・第3期障害福祉計画）」の計画期間が終了することから、従来の計画内容を見直し、新たな「八千代町障がい者プラン（第3期障害者計画・第4期障害福祉計画）」を策定します。
- 本町におけるこれまでの取り組みの成果を踏まえた上で、障害者基本法、障害者総合支援法の改正内容を踏まえた上で、国の「障害者基本計画（第3次）」や県の計画を基本として障がい者施策全般の見直しを行い、町が今後新たに取り組むべき施策・事業等の方針を示すものです。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本町が障がい者施策について策定する計画は、「①障害者計画」と「②障害福祉計画」の2つがあります。それぞれの計画の根拠法令、性格、内容は以下のとおりです。

●障害者計画と障害福祉計画の内容等

	①障害者計画	②障害福祉計画
根拠法令	障害者基本法第11条第3項	障害者総合支援法第88条1項
計画の性格	障がい者施策全般の基本的指針を定める中長期的視点からの分野横断的な総合計画	障がい者施策の中のサービス提供等についての具体的な実施計画
計画の内容	保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報など障がい者に関するあらゆる分野の施策について定めるもの	障害福祉サービスや地域生活支援事業の種類ごとの必要量の見込み、見込量の確保の方策、人材の養成等について定めるもの

(2) 計画の対象

本計画の主たる対象は、障害者基本法第2条、障害者総合支援法第4条に規定する「障害者」及び「障害児」とします。

具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加えて、難病（国の指定する特定疾患医療給付対象者）、高次脳機能障がい、自閉症^{※1}、アスペルガー症候群^{※2}、学習障がい（LD）^{※3}、注意欠陥多動性障がい（ADHD）^{※4}などの疾病や障がいのある方です。

また、そのほかの障がいのない町民についても、広報・啓発、障がいや障がい者に対する理解を促進する対象となることから、広義では本計画の対象に含まれると考えます。

※1【自閉症】

自閉症は、「対人関係の障がい」、「コミュニケーションの障がい」、「限定した常同的な興味、行動及び活動」の3つの特徴を持つ障がいで、3歳までに何らかの症状が見られます。

※2【アスペルガー症候群】

自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもので、知的発達の遅れも有しないタイプの自閉症のことです。特定分野において極めて高い能力や知識を持つことも多いと言われています。

※3【学習障がい（LD）】

学習障がいとは、基本的には全般的な知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す障がいです。

※4【注意欠陥多動性障がい（ADHD）】

気が散りやすい・忘れっぽい・些細なミスをする・考えずに行動する・落ち着きがないなど、年齢相応に不釣合いな、不注意・衝動性・多動性の症状がみられる障がいです。

【障害者基本法】

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

【障害者総合支援法】

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条 に規定する身体障害者、知的障害者福祉法 にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条 に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

【児童福祉法】

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満1歳に満たない者
- 二 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する発達障害児を含む。)又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四条第一項 の政令で定めるものによる障害の程度が同項 の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

3 計画期間

障害者計画、障害福祉計画いずれも、平成27年度を初年度としますが、最終年度は、障害者計画は平成32年度、障害福祉計画は平成29年度とします。

平成29年度中には計画を見直す予定ですが、今後の社会情勢や障がいのある人を取り巻く環境変化に対応する必要性に応じ、計画期間中の見直しも検討します。

●障害者計画と障害福祉計画の計画期間

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
八千代町 障害者計画	第2期 (H18年度～26年度)						第3期 (本計画)					
八千代町 障害福祉計画	第2期			第3期			第4期 (本計画)			第5期		
※国の動向	障害者基本法 改正 (障害者自立支援法)				障害者差別解消法 制定 障害者総合支援法 施行							
国の計画	第2次障害者基本計画 (H15年度～24年度)				第3次障害者基本計画 (H25年度～29年度)							

4 計画の策定体制

計画の策定にあたり、障がいのある人や障がい者福祉団体・機関等の代表者、町民代表者等の構成による八千代町地域自立支援協議会を計画策定委員会と位置づけ、事務局である福祉保健課が作成した計画案についてご審議いただき、最終的な計画内容を決定しました。

第2章 八千代町の障がい者を取り巻く現状

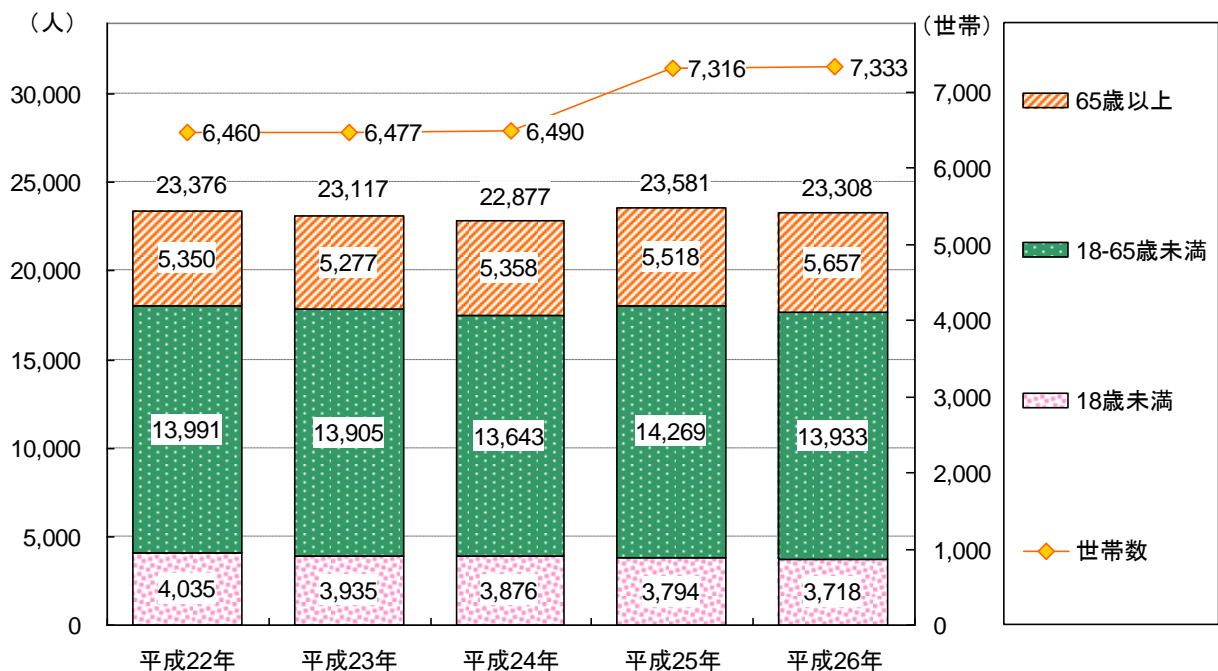
1 人口と世帯数

本町の人口は緩やかな減少傾向で推移しており、平成26年4月1日現在の人口は23,308人となっています。

世帯数は増加傾向で推移していますが、1世帯あたりの人員数については減少し続けています。

●人口と世帯数の推移

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	23,376人	23,117人	22,877人	23,581人	23,308人
18歳未満	4,035人	3,935人	3,876人	3,794人	3,718人
18-65歳未満	13,991人	13,905人	13,643人	14,269人	13,933人
65歳以上	5,350人	5,277人	5,358人	5,518人	5,657人
世帯数	6,460世帯	6,477世帯	6,490世帯	7,316世帯	7,333世帯
1世帯あたりの人員数	3.62人	3.57人	3.52人	3.22人	3.18人



各年3月31日現在

資料：住民基本台帳

※平成25年以降は外国人を含む数値。

2 障がい者数の推移

(1) 障がい者（身体・知的・精神）数の推移

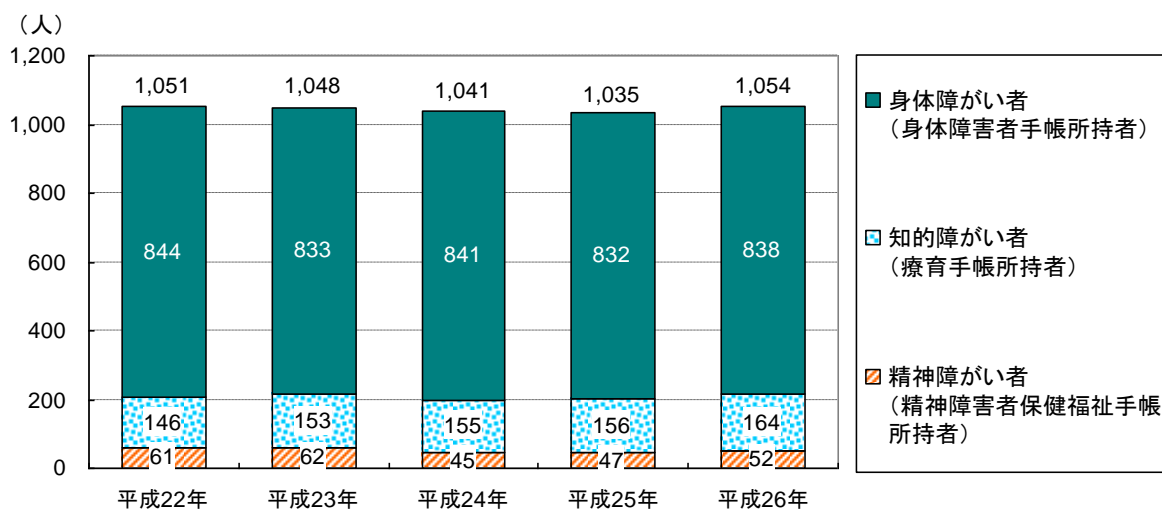
本町の障がい者数の推移について、障害者手帳所持者を基準としてみると、平成25年までは減少傾向にありましたが平成26年には増加に転じ、この5年間ではほぼ横ばいとなっています。

障がい種別に推移みると、身体障がい者及び精神障がい者は減少し、知的障がい者は増加しています。

●障がい者数の推移（手帳所持者）

（単位：人）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
身体障がい者 （身体障害者手帳所持者）	844	833	841	832	838
知的障がい者 （療育手帳所持者）	146	153	155	156	164
精神障がい者 （精神障害者保健福祉手帳所持者）	61	62	45	47	52
合 計	1,051	1,048	1,041	1,025	1,054



各年3月31日現在

資料：八千代町 福祉保健課

(2) 身体障がい者の状況

本町の身体障がい者数は横ばいで推移しています。

年齢別にみると、18歳未満の障がい児の人数は、近年10人台で推移しており、減少傾向となっています。

●身体障害者手帳所持者の推移（年齢別）

（単位：人）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
18歳未満	17	15	13	10	11
18歳以上	827	818	828	822	827
計	844	833	841	832	838

各年3月31日現在

資料：八千代町 福祉保健課

等級別にみると、いずれの年においても最重度である1級が最も多くなっています。

●身体障害者手帳所持者の推移（等級別）

（単位：人）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1級	241	238	251	252	264
2級	198	194	190	176	171
3級	148	143	149	151	156
4級	145	152	148	150	146
5級	60	56	53	56	54
6級	52	50	50	47	47
計	844	833	841	832	838

各年3月31日現在

資料：八千代町 福祉保健課

障がい種別にみると、肢体不自由が最も多く、以下、内部障がい・免疫障がい、聴覚・平衡機能障がい、視覚障がいの順となっています。

(3) 知的障がい者の状況

本町の療育手帳所持者数は増加傾向で推移しています。

年齢別にみると、18歳未満の障がい児の人数は、近年30人台で推移しており、横ばいの状況です。

●療育手帳所持者の推移（年齢別）

(単位：人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
18歳未満	39	39	37	33	34
18歳以上	107	114	118	123	130
計	146	153	155	156	164

各年3月31日現在

資料：八千代町 福祉保健課

障がい程度別にみると、いずれの年においても、A（重度）が最も多く、次いで、B（中度）、OA（最重度）などが多い構成となっています。

●療育手帳所持者の推移（等級別）

(単位：人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
OA	39	39	40	39	40
A	53	51	52	54	54
B	36	43	43	43	47
C	18	20	20	20	23
計	146	153	155	156	164

各年3月31日現在

資料：八千代町 福祉保健課

(4) 精神障がい者の状況

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成25年をピークに平成26年では減少に転じており、障がい程度別にみると2級（中度）が多くを占めています。

●精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1 級	14	11	13	12	11
2 級	28	34	36	43	40
3 級	19	17	17	15	15
合 計	61	62	66	70	66

各年3月31日現在

資料：八千代町 福祉保健課

また、本町の精神疾患による通院数の推移をみると、平成25年までは年々増加が続いていましたが平成26年では前年から横ばいで推移しました。通院者には手帳の非所持者も含まれるため、平成26年では手帳所持者数を大きく上回る217人となっています。

●自立支援医療支給認定者（精神通院）数の推移

(単位：人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
自立支援医療支給認定者 (精神通院)	143	151	170	218	217

各年3月31日現在

資料：八千代町 福祉保健課

(5) その他の障がい者の状況

「発達障害者支援法」において、発達障がいとは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい※1、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされています。

自閉症の発症率については、千人対1人から2人程度と考えられていましたが、知的障がいを伴わない高機能自閉症※2 の概念等が普及するにつれ、発症率がさらに高くなることが想定されてきています。

また、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい等(ADHD)については、平成23年度に文部科学省が実施した実態調査によれば、6.5%といった結果が出されています。

しかし、発達障がい児・者数については、成人期までを含めた調査資料がないことから、正確な人数の把握はできていないのが現状です。

また、高次脳機能障がいについては、頭部外傷や脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、新しい出来事が覚えられないといった記憶障がいや人に指示してもらわないと何もできない遂行機能障がいなどが生じ、これに起因して日常生活、社会生活への適応が困難になる障がいです。障がいの特性として、本人や家族など周囲の人も気づきにくく、実態把握が困難な状況にあります。

国や県と同様、本町でも自閉症、アスペルガー症候群、LD、ADHD、高次脳機能障がいなどの障がいのある方の人数は正確には把握できておりませんが、障がいをお持ちの方が一定程度存在することが想定されます。

※1【広汎性発達障がい】

自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障がい、小児期崩壊性障がい、特定不能の広汎性発達障がいを含む総称です。

※2【高機能自閉症】

対人関係を作ることが困難・言葉の発達遅れ・興味や関心が狭く特定のものにこだわるといった特徴を有する障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないタイプの自閉症のことです。

3 障がい者の就学、就業状況

(1) 障がい児の就学状況

①小中学校

町内の小学校に在籍する障がい児は30人から40人程度推移しており、近年増加傾向となっています。いずれの年も情緒障がいが多くを占めています。

中学校においては、障がい児は30人前後で推移しています。過去5年のうち、平成24年以外の過去4年で情緒障がい知的障がいよりも多くなっています。

●特別支援学級数・在籍児童数の推移

(単位：学級・人)

		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年	
		学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
小学校	言語障がい	1	4	1	3	1	4	1	5	1	8
	情緒障がい	5	17	5	16	5	17	5	19	5	21
	知的障がい	4	13	4	13	3	12	3	12	3	11
	計	10	34	10	32	9	33	9	36	9	40
中学校	情緒障がい	3	15	3	18	3	14	2	17	3	20
	知的障がい	3	12	3	13	3	15	3	10	3	14
	計	6	27	6	31	6	29	5	27	6	34

各年5月1日現在

資料：八千代町 福祉保健課

②特別支援学校

町内の障がい児について、特別支援学校の在籍状況をみると、下妻特別支援学校には2、3人程度、結城特別支援学校には20人前後在籍しています。

●特別支援学校在籍児童数の推移

(単位：人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
下妻特別支援学校	3	4	2	3
小学部	2	3	2	3
中学部	0	0	0	0
高等部	1	1	0	0
結城特別支援学校	23	20	23	19
小学部	8	9	8	10
中学部	4	2	4	4
高等部	11	9	11	5

各年5月1日現在

資料：八千代町 福祉保健課

(2) 障がい者の雇用・就業状況

下妻公共職業安定所管内に本社を置く一般の民間企業（常用労働者数 56 人以上規模の企業）の障がい者雇用状況をみると、近年、障がい者雇用数は 70 人前後で推移している状況にあり、平成 26 年の障がい者の実雇用率については 1.57%と全国の水準を下回っています。

また、管内において、障がい者の実雇用率 2.0%の法定雇用率が適用される企業は平成 26 年では 31 社あり、そのうちの 51.6%の企業は法定雇用率を達成しており、国の水準を上回っている状況です。

●企業における障がい者雇用状況

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
企 業 数	25 社	29 社	30 社	32 社	31 社
法定雇用算定基礎労働者数	3,599 人	4,251 人	4,440 人	4,576 人	4,630 人
障がい者雇用数	69.0 人	68.5 人	70.0 人	75.5 人	72.5 人
実雇用率	1.92%	1.61%	1.58%	1.65%	1.57%
※参考：全国平均	1.68%	1.65%	1.69%	1.76%	1.82%
法定雇用率達成企業の割合	72.0%	51.7%	56.7%	62.5%	51.6%
※参考：全国平均	47.0%	45.3%	46.8%	42.7%	44.7%

各年 6 月 1 日現在

資料：下妻公共職業安定所

- ※ 1 法定雇用算定基礎労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者数である。
- ※ 2 重度身体障がい者又は重度知的障がい者（短時間労働者以外）については、その 1 人の雇用をもって、2 人の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 3 重度身体障がい者又は重度知的障がい者である短時間労働者（1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の労働者）である場合は 1 人分としてカウント、常用労働者及び障がい者が短時間労働者の場合は 0.5 人分としてカウントされる。

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

(1) 計画の基本理念

八千代町第5次総合計画では、健康・福祉分野の目標である「誰もが健やかに安心して暮らせるまち」の実現に向け、「みんなで支えるやすらぎのまちづくり」の施策の中に「障がい者福祉の充実」が位置づけられています。総合計画の目標、従来の計画の基本理念を踏まえ、本計画において、以下の基本理念を掲げます。

【計画の基本理念】

◎障がいのある人も障がいのない人も、だれもが、ともに、
住み、働き、学び、憩える共生社会

◎障がいのある人が住み慣れた地域で、自己決定と自己選択のもと、
自立と社会参加をすすめ、安心して生涯をすごせる地域社会

すべての町民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会こそ、本町の考える地域社会のあるべき姿です。

その実現に向け、障がいのある人が、自らの意思による選択と決定のもとに自立し、社会のあらゆる活動に参加できるよう、各種支援制度や事業の実施、サービス提供等の面における行政側の更なる支援の充実を図ります。

さらに、地域においては、すべての町民が障がいと障がいのある人に対する理解を深め、正しい認識を持つことはもちろん、障がい者への配慮や支援が普通のこととして日常的に行われることが望まれます。

障がいのある人が地域の中で安心して自分らしく暮らせることは、本町が豊かな地域社会であるひとつの証です。すべての町民が、障がいの有無にかかわらず、それぞれがかけがえのない個人として尊重され、互いの個性を認め合いながら思いやり、共に暮らし、共に支え合う地域づくりを推進します。

2 計画の基本方針

基本理念のもと、本計画の基本方針として次の5つを定めます。

▶基本方針1 障がい者の自己決定の尊重

障がいのある人を、単に支援の対象としてだけでなく、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加する存在として主体的に捉え、支援施策については障がい者本人やその家族等の意見を聴き、その意見をできる限り尊重します。

▶基本方針2 障がい者本位の総合的な支援

教育、福祉、医療、雇用等の各分野の連携を図り、障がい者のライフステージに応じた適切な支援を図ります。障がい者が生活で直面する困難の解消はもちろん、障がい者の自立と社会参加の観点も含めた総合的な支援に努めます。

▶基本方針3 障がい者の特性に配慮した支援

障がい者施策は、性別、年齢、障がいの状態、生活の実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえて展開します。また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう等については、周囲のさらなる理解の促進に努めます。

▶基本方針4 総合的な取り組みの推進

障がい者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、高齢者、医療、子ども・子育て、男女共同参画など、障がい者施策に関係する他の施策・計画等との整合性を図り、総合的な施策の展開を図ります。

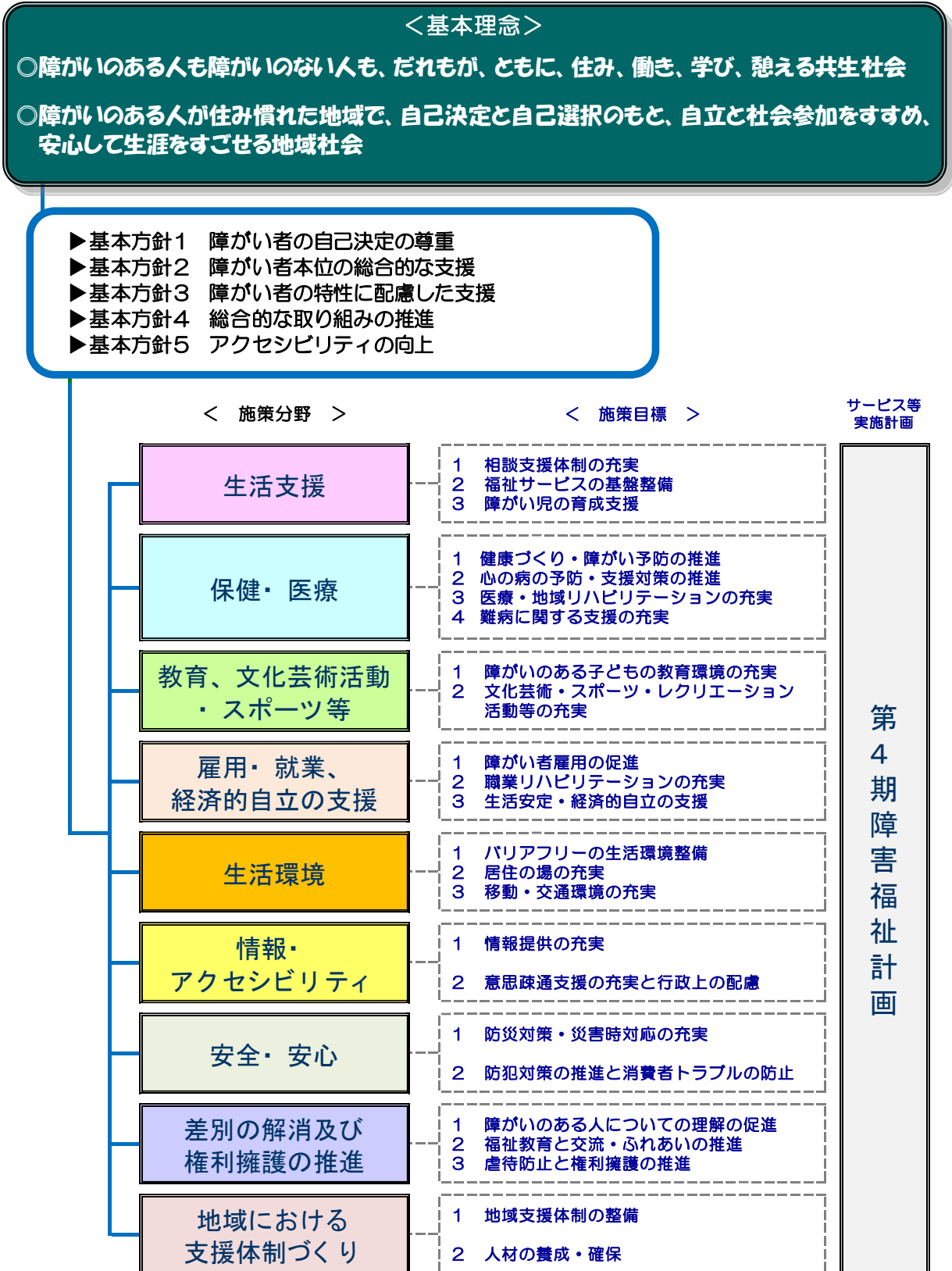
▶基本方針5 アクセシビリティ[※]の向上

障がい者の活動を制限し、社会参加の妨げとなる物理的障壁、地域の慣行・観念・差別等の社会的障壁の除去を進め、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

※【アクセシビリティ】：年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

3 施策体系

計画の基本理念、基本目標のもと、本計画の施策の体系を図に示すと次のようになります。



第4章 計画の推進に向けて

1 連携による施策・事業の展開

(1) 関係機関との連携

障がい者に関わる施策分野は福祉のみならず、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっていることから、福祉保健課が中心となる中で、庁内関係各課との連携を図りながら計画を推進します。

また、障がい者施策については、国や県の制度によるところも大きいことから国・県の機関との連携を図るほか、施設等の広域利用などについては近隣市町との連携を図ります。

(2) 地域自立支援協議会の円滑な運営

障がい者施策の推進にあたっては、行政、サービス事業所、さらには雇用分野、教育分野などの関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要であることから、本町ではその中核的機関として八千代町地域自立支援協議会を設置しています。

協議会を通じて関係機関との連絡・調整をはじめ、障がいのある人を取り巻く現状や課題を把握するとともに情報交換を行い、障がい者に対する支援体制の充実を図ります。

(3) 計画の周知と地域との連携

平成27年度からの計画の推進にあたり、町民に計画の内容を理解していただくことが重要であることから、「広報やちよ」やホームページへの掲載などを通じて計画内容の周知を図ります。

障がい及び障がい者に対する地域社会の理解と協力を得るため、地域住民をはじめ、障がい者団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの地域の関係者・関係機関との連携強化に努めます。

2 計画の進行管理

(1) 計画の進捗状況の点検・改善

計画期間中、福祉保健課が中心となり、庁内関係各課との連絡調整を図りながら事業・施策の着実な実施に努めるとともに、八千代町地域自立支援協議会において、進捗状況の報告を行い、そこで得られた意見等を次年度の計画推進に活かします。

(2) 計画の評価・見直し

障害者計画の計画期間は平成27年度から平成32年度までの6か年ですが、障害福祉計画の計画期間は平成27年度から平成29年度までの3か年となっています。

そのため、障害福祉計画の最終年度となる平成29年度においては内容の見直しを実施するとともに、必要に応じて障害者計画の中間見直しも検討し、新たな計画を策定します。

第 2 編

障害者計画

第1章 生活支援

障がいのある人が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら生活できるためには、生活の質の観点からの障がいの特性やそれぞれのニーズに応じた必要なサービスの提供を図るとともに、障がい者の自立や社会参加を促進していくことが重要です。

そのため、障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の充実をはじめ、障がい者や障がい児本人、さらには家族の立場に立ったきめ細やかな支援を推進していく必要があります。

施策の方向 1 相談支援体制の充実

障がいのある人が、地域の中で安心して暮らしていけるよう、自立支援と日常生活支援の基本となる相談支援の充実を図ります。

障がい者及びその家族が抱える問題や必要とするサービス等はそれぞれの年齢や障がいの状態によっても様々であることから、障がいのある人すべてが、それぞれが必要とするサービスを利用できるよう、安心して気軽に利用できる相談体制の充実を図ります。

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	障害者手帳の受付・交付 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付事務を行います。	福祉保健課
2	障害者相談員事業 障がいに関わる悩みや生活上の諸問題について、障がい者や家族等から相談を受けます。 ●身体障害者相談員：2人、知的障害者相談員：1人	福祉保健課
3	心配ごと相談事業 町民の日常生活に関する相談に応じ、適切な助言及び援助を行います。	福祉保健課
4	地域自立支援協議会の設置 相談支援事業の中立・公平性の確保と困難事例への対応、関係機関のネットワークの中核機関として地域自立支援協議会を設置します。	福祉保健課

5	窓口サービスの充実	福祉保健課
福祉保健課の窓口において、障がいのある方及びその家族等の相談支援を通じて、必要なサービスの利用や関係機関等へのつなぎ機能を果たすなど、ワンストップサービスの提供に努めます。		
6	専門的な相談支援体制の充実	福祉保健課
民間の相談支援事業所への委託により、障がい者の特性に配慮した専門的な相談窓口の確保を図り、障がい者自身やその家族に対するきめ細かな相談支援体制の充実を図ります。		
7	ケアマネジメント体制の整備	福祉保健課
利用者のニーズに合わせたサービスを総合的に提供するため、町内及び広域の相談支援事業所や地域活動支援センターと連携を図り、障害支援区分の認定調査、サービス利用計画の作成などの支援体制の整備に努めるとともに、相談支援専門員の確保を図ります。		

施策の方向2 福祉サービスの基盤整備

障がいのある人が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるよう、訪問サービスや日中活動の場の充実を図るとともに、居住の場の確保に努め、自立した生活を支援します。県や町社会福祉協議会と連携を図り、町が実施する各種事業の充実を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス」の提供	福祉保健課
<ul style="list-style-type: none"> ○「居宅介護（ホームヘルプサービス）」をはじめとした障害支援区分に応じた訪問系サービスの提供を行います。 ○「自立訓練（生活訓練）」や「就労移行支援」、「共同生活援助」（グループホーム）などの日中活動系サービスの提供を行います。 ○施設入所支援やグループホームなど、障がいのある人の地域生活を支援するための居住支援サービスの確保に努めます。 		
2	障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」の推進	福祉保健課
障がいのある人の利用ニーズなどを踏まえ、「相談支援事業」や「日常生活用具給付事業」、「移動支援」などの地域生活支援事業を実施します。		

3	新たな日中活動の場づくりの検討	
	<p>障害支援区分の認定外となる軽度の障がいのある人や障がいのある子どもを対象とした日中活動の場の確保に努めます。</p> <p>障がい者の生きがいづくりや外出機会の提供を第一に考え、制度の枠に捉われず、地域の実情に即した日中活動の場や工賃が支給される就労の場の創出に向けて検討していきます。</p>	福祉保健課
4	補装具の交付・修理の充実	
	障がい者の要望が多い補装具や日常生活用具について、その種目や適応範囲の拡大について、県や国に要望していきます。	福祉保健課
5	福祉タクシー利用料金助成事業	
	障がい者や高齢者の自宅と医療機関及び公の施設等との間の交通手段としてタクシー料金の一部を助成します。	福祉保健課
6	家族介護用品支給事業	
	在宅の障がい者等を介護している家族等に介護用品を支給します。	福祉保健課
7	日常生活自立支援事業	
	判断能力に自信のない障がい者や認知症高齢者が安心して生活が送れるように日常生活に必要な福祉サービスの利用手続きや金銭管理を支援します。	社会福祉協議会
8	福祉機器の貸し出し	
	<p>疾病、けが、障がい等により一時的に福祉機器の必要な方に貸出します。</p> <p>○福祉車両 ○車いす ○松葉杖</p>	社会福祉協議会
9	在宅福祉サービス	
	福祉的援助を必要としている方に簡単な家事や育児のお手伝いを有料で提供します。(1時間あたり600円～700円)	社会福祉協議会
10	理髪料助成	
	介護保険の要介護3以上の居宅の認定者に、理髪料を助成します。	社会福祉協議会
11	歳末たすけあい配分事業	
	歳末たすけあいによる善意の心を、年末に支援金として要援護者に配分します。	社会福祉協議会

施策の方向3 障がい児の育成支援

障がいのある子について、障がいに対応した適切な療育と生活指導訓練等を行うことができるよう、障がい児保育や障がい児施設等の地域の療育体制の充実を図ります。

近年では、高機能自閉症やADHD（注意欠陥多動性障がい）など、発達障がいあるいはその疑いのある子どもが増えています。発達障がいについては幼児期の確実なフォロー体制が重要であるほか、家庭における子どもとの接し方によって二次的な障がいを防止できるとの指摘もあり、保護者・家族に対する支援に努めます。

障がいの兆候がみられるなど、配慮が必要な子どもに必要な支援につなげるため、早期発見から療育・幼児期の教育・保育から学校教育までが一貫したシステムとして機能するよう、医療機関、療育機関、教育機関、行政が連携を図り、障がい児個々の状況に応じた適切な相談支援体制の充実を図ります。

さらに、障がいのある子どもの将来を案じる保護者の不安をできる限り軽減していけるよう、子どもの将来に向けて自立を支援するための取り組みが重要です。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	障がい児支援体制の構築	
	発達障がい児を含む障がい児のライフステージに対応して、療育・教育・生活・就労等を総合的に支援する個別支援計画を策定するために、関係機関等の連携体制を構築します。	福祉保健課 学校教育課
2	乳幼児発達相談事業（ことばと遊びの教室・すくすくクラブ）	
	乳幼児の身体や言葉のことで心配や不安があるときに、保健センターで臨床発達心理士等が相談に応じます。	福祉保健課
3	障害児定期療育強化事業	
	専門的な訓練を行う障害児デイサービス事業所に対して、専門職員の人件費の補助を行います。	福祉保健課
4	児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの提供	
	児童発達支援等の障害児通所支援、障害児入所支援の各サービスの提供を行います。	福祉保健課
5	障がい児の保護者等に対する支援	
	障がいのある子どもを抱える保護者の不安を和らげることができるよう、庁内関係各課、関係機関との連携により、障がい児本人のみならず障がい児を持つ家族に対し、必要な療育から就学までの切れ目のない相談支援に努めます。	福祉保健課

6	障がい児保育	
	保護者の労働又は疾病などにより保育を必要とする児童のうち、心身に障がいを有する児童を受け入れる保育所に対し補助します。	福祉保健課
7	幼児期の教育・保育と地域子ども支援事業の利用支援	
	子ども・子育て支援法のもと、八千代町子ども・子育て支援事業計画に基づき、障がい児やその家族が教育・保育をはじめ、子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるような必要な支援を行います。	福祉保健課
8	教育・保育機関の連携強化	
	地域の保育所・幼稚園・学校と近隣の特別支援学校が連携しながら、障がいのある子どもに対する保育・教育の充実を図ります。	福祉保健課 学校教育課
9	障害児就学指導委員会	
	障害児就学指導委員会を設置し、障がいのある児童及び生徒に対し適正な就学指導を行います。	学校教育課
10	進路相談、就労支援	
	卒業後の進路について、障がいのある児童・生徒が社会的に自立して生活していけるよう、学校や障がい者就業・生活支援センター、一般企業等との連携を促し、就労先の確保に取り組みます。	福祉保健課

第2章 保健・医療

障がいの原因には先天性のものと事故や疾病等から生ずる後天性のものがあります。それぞれについて、早期発見、早期治療、早期療育体制を充実するとともに、後天性のものについては特に予防面を強化する必要があります。

また、障がい者には、定期的な医療を必要とする人も多く、特に難病の人は療養が長期にわたるため精神的・経済的な面にも配慮した保健・医療事業の展開が求められています。さらに、障がいを軽減し自立を促進するためには、リハビリテーションが重要な役割を果たしており、一層の充実を図る必要があります。

精神保健の分野においては、適切な相談体制や医療を確保するとともに、地域の精神保健対策を推進していくことが重要です。今後は、精神障がいのある人が地域で暮らせる環境の整備に取り組む必要があります。

施策の方向1 健康づくり・障がい予防の推進

障がいの早期発見や障がいの予防のために健康診査や保健指導等の母子保健施策、学校保健施策などを実施します。特に、発達障がい児については、健診の活用により早期発見・早期支援に努めます。

また、脳血管疾患など疾病を障がいの原因する人や高齢期で障がいを持つ人が多い現状から、若年期からの生活習慣病対策や保健事業、介護保険の地域支援事業・介護予防事業等を推進します。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
1	<p>乳幼児健康診査・子育て支援相談・子育て支援教室</p> <p>乳幼児の発達の節目に身体計測、内科診察、育児相談、離乳食相談、歯科診察等を保健センターで行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●乳児健康診査（3～4か月児） ●1歳6か月児健康診査 ●2歳児歯科健診 ●3歳児健康診査 <p>子育て支援が必要な対象者に相談・親支援教室等を開催しています。</p>	福祉保健課

2	妊婦・乳児健康診査	福祉保健課
妊婦や乳児を対象として医療機関において健康診査を行います。		
3	母子訪問指導	福祉保健課
育児支援や保健指導が必要と思われる乳幼児やその親を対象として訪問指導を行います。		
4	保健指導	福祉保健課
対象者宅への訪問、電話等による保健指導を実施します。		
5	成人健康診査・健康相談・健康教室	福祉保健課
がん検診等の健康診査を実施し、個別指導が必要な町民に対し、健康教室・健康相談・訪問指導等を行います。 また、国民健康保険対象者には特定健診・特定保健指導を行います。		
6	地域支援事業・介護予防事業	福祉保健課
65歳以上の高齢者を対象に、要介護状態になることを防止するために、地域支援事業・介護予防事業を行います（「介護保険事業計画」）。		

施策の方向2 心の病の予防・支援対策の推進

うつ病など心の病は誰にも起こりうることから、正しい知識の普及・啓発や相談支援を行います。保健所で実施している精神科相談事業などの県の精神保健事業をはじめ、中高生に対する学校保健などの関係機関との連携を図りながら、各種事業を推進します。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	うつ病広報・啓発事業	
	広報紙やインターネットの活用、各種の保健福祉事業実施の際にパンフレットを配布することなどを通して、うつ病の正しい知識の普及を図ります。	福祉保健課
2	心の健康相談事業	
	気持ちが落ち込む、人間関係がうまくいかないなど、心のことで悩んでいる本人や家族の相談事業を月1回予約制で行います。	福祉保健課
3	スクールカウンセラーの配置	
	中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の心の問題に関して相談を行い、暴力行為、いじめ、不登校等の未然防止、早期発見及び早期解決をめざします。	学校教育課
4	自殺対策支援事業	
	広報誌やインターネットの活用、啓発品の配布により相談窓口の啓発を行なうことで自殺者数の軽減を図ります。	福祉保健課
5	精神保健医療に関する情報提供	
	自立支援医療（精神通院医療）制度や精神障害者保健福祉手帳制度等についての周知を図るとともに、望ましい医療機関を選択できるよう情報提供を行います。	福祉保健課

施策の方向3 医療・地域リハビリテーションの充実

自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）を円滑に推進するとともに、医療福祉費制度や難病患者医療費公費負担制度の普及を図ります。

また、障がい児療育事業、機能訓練事業（老人保健事業）などの充実を図るとともに、県事業の地域リハビリテーションと連携を促進します。さらに、発達障がいや高次脳機能障がいについて本人や家族への支援を実施します。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	自立支援医療費の支給	
	障害者総合支援法により、障がい者等の心身の状況からみて自立支援医療を受ける必要がある人に、世帯の所得状況や治療状況を勘案して支給認定を行い、受給者証を交付し、自立支援医療を受けた時、自立支援医療費を支給します。	福祉保健課
2	医療福祉費の支給	
	妊産婦・小児・母子家庭の母子・父子家庭の父子及び重度障がい者等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成します。	町民課
3	機能訓練事業	
	40歳以上の町民を対象とした機能訓練事業(老人保健事業)を充実します。(65歳以上は地域支援事業・介護予防事業の一環として実施) ● A型：1箇所	福祉保健課
4	地域リハビリテーションの連携促進	
	県地域リハビリテーション事業との連携を促進し、地域リハビリテーション体制の充実を図ります。	福祉保健課
5	発達障がい・高次脳機能障がい者への支援	
	発達障がいや高次脳機能障がいについての広報等による理解促進を図り、この障がいを持つ人や家族に向けた相談・情報提供等の支援を行います。	福祉保健課

施策の方向4 難病に関する支援の充実

障害者総合支援法の施行に伴い、平成25年度より障害者の定義に難病が追加され130疾病の難病が対象となり障害福祉サービスの利用や地域生活支援事業及び補装具等の利用も可能となりました。さらに平成27年1月から難病の対象疾病が151疾病に拡大されています。

難病の方への対応については保健所が中心となりますが、町の福祉保健課の窓口において、保健師などの専門性を活かした相談・支援に努めます。今後は、疾病や症状の特性ごとに対応できる医療機関等の情報の収集・整理や情報提供の充実に努めるなど、支援の充実に努めます。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	難病患者福祉手当の支給	福祉保健課
	難病のうち特定疾患について、患者の心身の安定と福祉の増進を図ります。	
2	難病相談体制の充実	福祉保健課
	保健所等と連携し、難病患者に対する相談・訪問指導などを実施します。	
3	難病患者保健福祉事業の推進	福祉保健課
	難病患者の自立と社会参加を進めるため、本人や家族の生活を支援する保健福祉制度の拡大に努めます。	
4	在宅の難病患者等に対する支援	福祉保健課
	保健・医療・福祉の連携強化による訪問指導などのきめ細かな支援体制を整備します。在宅での療養生活を続ける難病患者などの生活支援のための居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス）や短期入所事業、日常生活用具の給付を継続します。	

第3章 教育、文化芸術活動・スポーツ等

障がい児の教育については、その子どもが持っている可能性を最大限に伸ばし、将来社会的に自立していきいきと生活していくことができるよう、その基礎・基本を身につけることが最大の目的です。そのためには、できるだけ早期に障がいを発見し、必要な治療と指導訓練を行うとともに、一人ひとりの障がいの種類・程度、能力・適性等に応じた適切な教育を行うことが必要です。

また、スポーツや文化芸術・レクリエーション等の活動については、障がい児のみならず、障がいのある大人の方にとっても、社会参加を促進し、生きがいのある豊かな生活を送るために重要なことです。今後も、積極的な振興を図るとともに、障がい者の健康増進や参加機会の拡大に努める必要があります。

施策の方向1 障がいのある子どもの教育環境の充実

障がいのある子どもが、障がいのない子どもたちと共に教育を受け、その能力を最大限に伸ばしていけるよう、一人ひとりの個性や特性など教育的ニーズに応じた教育内容や支援体制の充実に努めるなど教育環境の整備を推進します。

発達障がいのある児童への対応を含めた特別支援教育を推進するとともに、障がいのある児童が支障なく学校生活を送れるよう、放課後や長期休暇時の対応の充実に努めます。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	特別支援教育コーディネーターの配置	学校教育課
	特別支援教育コーディネーターは、障がいのある児童生徒の発達や障がい全般に関する知識を持ち、相談業務を行うことができるとともに、学校内及び関係機関や保護者との連絡調整役を担います。 小学校・中学校における特別支援教育コーディネーターの配置により、特別支援教育を推進します。	
2	通級指導の実施	学校教育課
	小学校、中学校の通常の学級に在籍する障がい児に対して、各教科などの指導は通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別の指導を通級指導教室で実施する事業を充実します。	

3	特別支援学級	
知的障がい、情緒障がい、言語障がい等の特別支援学級について、環境整備等を含めた充実を図ります		学校教育課
4	教職員等研修の実施	
発達障がい児への支援、障がい児の普通学校への就学が増加している現状から、一般教職員の障がい児に対する理解を深めるための交流と研修の機会を設定します。		学校教育課
5	TT（チームティーチング）教員の配置	
障がいのある児童等を含めてきめ細かい授業を行うために、少人数指導員配置の無い小学校に対し、TT（チーム・ティーチング）教員を配置します。		学校教育課
6	学校施設のバリアフリー化	
障がい児が支障なく学校生活を送れるように学校施設のバリアフリー化を推進します。		学校教育課
7	学校外の活動場所の確保	
学校や教育委員会等との連携を図り、放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れなど、放課後や長期休業時の障がい児の活動の場の確保に努めます。		福祉保健課

施策の方向2 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動等の充実

文化・スポーツ・レクリエーション活動については、障がいのある人の生きがいや楽しみを向上させる活動であるとともに、健康の維持・増進、生活習慣病の予防などに資する活動であることから、そのような活動を支援する体制の充実を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
内 容		
1	八千代町身体障害者スポーツ大会への参加促進	社会福祉協議会
	八千代町身体障害者スポーツ大会について、広報等の利用により周知を図り、参加を促進します。	
2	スポーツ事業への参加促進	生涯学習課
	障がい者が気軽に参加できるスポーツ事業等の検討を図り、参加促進に努めます。	
3	障害者福祉の集い	社会福祉協議会
	障がい者対象のレクリエーションについて、広報等の利用により周知し、参加を促進します。	
4	障がい者の参加する生涯学習事業	生涯学習課
	障がい者が気軽に参加できる学習機会の提供に努めます。	
5	障がい者文化活動への支援	生涯学習課
	町イベント等と合わせ、障がい者が製作した作品等の展示発表の機会や出品の促進を図り、障がい者の文化活動を支援します。	
6	障がい者対象の図書等の拡充	図書館
	障がい者の図書館利用を促進するため、点字資料や録音図書等の充実を図ります。	

第4章 雇用・就業、経済的自立の支援

働く権利は、すべての人に基本的人権として認められており、働くことを望む誰もがその適正と能力に応じた就業の機会を保障されなければなりません。障がい者がその適性と能力に応じた就労を通して経済的な自立を図り、生きがいと社会参加の機会を得ることは極めて重要なことです。

そのため、障がいのある人の能力や障がいの状況に応じた雇用・就労の場を増やすこと、障がいの状況に応じて必要な訓練や指導の充実が求められます。

また、経済的自立を支援するため、制度に基づく年金等の支給、経済的負担の軽減等を図る必要があります。

施策の方向1 雇用・就労の場の確保

障がいのある人が、その適性や能力に応じて可能な限り希望する就労が実現できるよう、適切な雇用情報の提供に努めるほか、地域における学校・企業・関係機関等による連携の強化を図り、本人の適性や障がいの状況に応じた雇用・就労の場の確保対策を推進し、障がい者の働く機会の拡充を図ります。

また、事業所等に向けては、事業所やハローワークなど関係機関との連携により、障がい者雇用の啓発を行います。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	雇用促進対策の普及・啓発・広報	福祉保健課
	「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき、公共職業安定所と連携して障害者雇用制度の趣旨の普及・啓発・広報を行います。 また、「在宅就業障害者支援制度」（自宅で働く障がい者の支援制度）の活用により、自宅での就業希望者を支援します。	
2	関係機関との連携による職業相談	福祉保健課
	公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、福祉人材センターなどと連携し、障害者の職業相談を実施します。	

3	障害者就業・生活支援センター等との連携強化	
	障害者就業・生活支援センターをはじめ、各関係機関・施設等との連携を強化し、障がい者の雇用につながる情報交換やネットワークの構築に努めます。	福祉保健課
4	障がい者が働きやすい就労環境づくりの促進	
	短時間勤務、フレックス制度等に対する企業・雇用主への理解を求め、障がい者に無理のない就労環境を整えていけるよう啓発していきます。 就労先で偏見や差別的対応を受けることなく、安心して働くことができるよう、障がい者の職場の上司、同僚等に対する障がい者理解の啓発に努めます。	産業振興課
5	新たな就業の場の開拓	
	商工会、関係機関との連携のもと、町内企業等に対し、障がい者の特性に合わせた職種・業務の創出、積極的な雇用を働きかけていきます。	産業振興課
6	工賃向上に向けた働きかけ	
	企業就労に比べると福祉的就労による工賃収入は低いことから、各方面に工賃向上に向けた働きかけを行います。	産業振興課

施策の方向2 職業リハビリテーションの充実

障がい者の就労を通じた自立と社会参加を支援するため、雇用と福祉施策の連携、福祉的就労の場から雇用への移行促進など、障がいのある人のライフステージ・年代に対応した適切な職業リハビリテーションを推進し、個々の障がい者の適性に合った職場への就業と定着の支援に努めます。

福祉施設退所者や養護学校卒業者等で働く意欲のある人については、自立支援給付の就労移行支援事業により、基礎的な訓練から就職後の定着に至るまで公共職業安定所のトライアル雇用やジョブコーチ等の支援事業、県の事業などの雇用施策と連携を図り、効果的な支援に努めます。

一般就労が困難な障がい者にとって、いわゆる福祉的就労は、働く場、訓練を受ける場として重要な役割を果たしていることから、福祉的就労の場の確保と就労環境の充実に努めます。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	障害福祉サービス・就労支援事業の確保	
	障害福祉サービスの就労移行支援事業、就労継続支援事業の確保、定着を図り、就労を支援します。	福祉保健課
2	障がい者試行（トライアル）雇用事業	
	短期で障がい者の試行雇用（トライアル雇用）を行い、一般雇用への移行を目指す事業を、公共職業安定所と連携して促進します。	福祉保健課
3	職場適用援助者（ジョブコーチ）支援事業	
	知的障がいまたは精神障がいのある人の職場適応を容易にするために、職場にジョブコーチを派遣する事業を公共職業安定所と連携して促進します。	福祉保健課
4	障がい者の職業能力の開発・育成	
	障がい者のための職業訓練に関する情報提供に努め、「障害者訓練校」や「地域障害者職業センター」などへの入校を支援します。 事業所と連携しながら、就労移行支援、就労継続支援A・B型の利用を通じた職業訓練により、一般就労へとつながるよう支援していきます。	福祉保健課
5	地域活動支援センター事業の推進	
	近隣市町の地域活動支援センター等と連携して日中活動の場を確保し、障がい者の地域活動支援センター事業の利用を支援します。 退院可能な精神障がい者などの地域移行支援サービスの基盤は整備途上であることから、地域活動支援センターの設置について検討していきます。	福祉保健課

6	福祉的就労を担う組織等への支援	
障害福祉サービス事業所のみならず、障がい者支援団体、障がい者家族会、体験事業所なども含め、福祉的就労を担う組織等の活動を支援します。		福祉保健課
7	障がい者施設等の受注機会・販売機会等の拡大	
町において随意契約可能な物品や役務の受注については、八千代町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達推進を図ります。 障がい者が製作した作品の販売や出店などについての計画・活動を支援するとともに、製作商品の販路及び市場の拡大が図られるよう努めます。		福祉保健課

施策の方向3 生活安定・経済的自立の支援

障害基礎年金等の年金制度や特別障害者手当等の各種手当の支給制度は、障がいのある人の暮らしを支える土台の役割を果たしており、今後も所得保障及び貸付等経済的支援事業の充実を図り、障がいのある人とその家族等の生活の安定と経済的自立を支援します。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
内 容		
1	障害基礎年金の支給 国民年金に加入中、一定の保険料納付要件を満たしている人、または老齢基礎年金の受給資格を満たしている人が60歳から65歳になるまでに障がい者になったとき、または20歳前に障がい者になったときに支給します。	町民課
2	特別障害給付金の支給 国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金を受給していない障がい者の人に、国民年金制度の発展過程に生じた特別な事情を鑑み、福祉的措置として支給します。	町民課
3	各種障害手当の支給 経済的負担軽減のため、本人もしくは養育者に手当を支給します。 ○障害児福祉手当：20歳未満の在宅の重度の障がい児 ○特別障害者手当：20歳以上の在宅の重度の障がい者 ○在宅心身障害児福祉手当：特別児童扶養手当の受給者で20歳未満の児童を在宅で養育している人 ○特別児童扶養手当：心身障がいのある20歳未満の児童を扶養している保護者	福祉保健課
4	心身障害者扶養共済制度 心身障がい者の保護者が一定の期間、一定額の掛金をかけることにより、その保護者に万一のことがあった場合、心身障がい者に対して年金を支給します。	福祉保健課
5	生活福祉資金貸付制度 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者を含む世帯を対象に資金を貸付け、自立支援を行います。	社会福祉協議会
6	重度障害者（児）住宅リフォーム助成制度 重度の障がい者（児）の家庭生活を送りやすくするため、住宅の一部を改造する場合に費用の一部を助成しています。	福祉保健課
7	税や各種割引・減免制度の周知 自動車税・自動車取得税等の減免、JR・バス・飛行機・タクシー料金、有料道路通行料金、大洗カーフェリー料金などの割引、公共料金等の減免、県立施設等の利用料減免制度についての周知を図ります。	福祉保健課

第5章 生活環境

障がい者が安心して生活できるまちづくりを推進していくことはとても大切なことです。障がい者をはじめ、高齢者、乳幼児にとって「やさしいまち」は、誰にとっても暮らしやすいまちであるからです。

そのため、障がい者のために何か特別な措置を講ずることと捉えるのではなく、ノーマライゼーション、ユニバーサルデザインの視点から、快適で安全なまちづくり、生活環境のバリアフリー化を推進します。

施策の方向1 バリアフリーの生活環境整備

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、市内の公共的施設や集客施設等をはじめ公園・道路など生活環境などのバリアフリーのまちづくりを推進します。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	公共施設のバリアフリー化	総務課
	市内全ての公共施設のバリアフリー化の状況を点検し、計画的に未整備箇所のバリアフリー化推進を図ります。	
2	公園のバリアフリー化	都市建設課 産業振興課 生涯学習課
	誰もが安心して憩える場として、各種公園のバリアフリー化（スロープ設置、多目的トイレ整備、障がい者専用駐車場整備等）を推進します。	
3	福祉ガイドマップの作成	福祉保健課
	「バリアフリー総点検活動」や、各種障がい者に関わる情報を整理し、「福祉ガイドマップ」を作成します。	
4	道路・交通安全対策の推進	都市建設課
	道路の歩道・車道の分離・段差解消、誘導ブロック敷設、障がい者用信号機の設置など障がい者の移動環境の整備、安全対策を推進します。	

施策の方向2 居住の場の充実

障がい者が住み慣れた地域の中で自立した生活を営むためには、生活の拠点となる住まいが必要です。その住まいがそれぞれの障がいに配慮され、暮らしやすいものとなるよう住環境の充実に努めます。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	住宅改修の支援 地域生活支援事業として、障がいのある人が暮らしやすいよう住宅を改修する際の相談対応と費用の一部助成を行います。	福祉保健課
2	グループホームの利用促進 障がい者が日常生活上の相談援助等を受けながら共同生活を行うグループホームの利用の促進を図るとともに、利用者のニーズを踏まえて、サービス提供基盤の充実に努めます。	福祉保健課

施策の方向3 移動・交通環境の充実

障がいのある人が地域において自立した生活を営み、社会に参加しやすい環境の実現をしていくため、移動支援サービスの充実を図るとともに、公共交通機関及び関連施設のバリアフリー化の働きかけを行います。

【主要施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	移動支援の充実 移動に支障のある障がいのある人が安心して利用できるよう、障害者総合支援法に基づく行動援護のほか、地域生活支援事業の移動支援事業を通じて、マンツーマンによる障がい者の外出の支援を行います。 （利用の対象となる方へのタクシー利用券の配布を行います。） （利用の対象となる方への移動支援サービスの提供を行います。）	福祉保健課
2	公共交通機関のバリアフリー化等の促進 障がい者の移動の円滑化を促進するため、誰もが安全に安心して利用できる交通機関の確保に努めます。 バスなどの公共交通機関における、ノンステップバスや超低床車両など、車椅子でも利用しやすい交通機関の充実を求めています。	企画財政課
3	福祉車両利用制度の周知 社会福祉協議会が実施している福祉車両利用制度を、より多くの方が利用できるよう周知を図ります。	社会福祉協議会

第6章 情報・アクセシビリティ

障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。

障がい者が適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障害者理解の促進に努めるとともに、障がい者がその権利を円滑に行使することができるよう、障がい者に対して、選挙等における配慮を行います。

施策目標 1 情報提供の充実

障がいのあるすべての人に必要な情報がよりの確に伝わるよう、情報媒体や提供方法・体制などの充実、ホームページのバリアフリー化を図ります。

【主要施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	情報及び提供媒体の充実 各種サービス、支援団体、イベントなど、提供する情報内容の充実を図ります。広報紙、ホームページ、パンフレットなど、多様な媒体の活用を図るとともに、情報取得にハンディキャップを有する視覚障がい者や聴覚障がい者への一層の配慮と工夫を検討します。	福祉保健課
2	情報提供経路の拡充 施設や事業者、病院などは効果的な情報提供元としても期待できることから、配布物の設置や情報提供の協力を関係各所に要請します。	福祉保健課
3	町のホームページの充実 町ホームページについて、障がい者のためのサイトを開設するなど、表示方法や伝達方法、操作方法、色覚異常のある人への配慮などを行います。	福祉保健課
4	「声の広報」化の推進 視覚障がいのあるへの広報の充実を図るため、町の広報紙などの音声化を行います。	社会福祉協議会

施策目標2 意思疎通支援の充実と行政上の配慮

情報収集や意思疎通などに大きな支障のある聴覚障がいや視覚障がいのある人に対し、コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化を進めます。障がいのある人の生活の利便性の向上を図るため、メールやインターネットなどを利用できるよう支援に努めます

また、選挙における障がいのある人への投票活動に配慮して、投票所のバリアフリー化の推進、公職選挙法による郵便等投票制度の周知・啓発を図ります。

【主要施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	意思疎通支援事業の充実	福祉保健課
	手話通訳者の派遣事業を行うほか、要約筆記奉仕員、点訳、朗読、手話等のボランティアの養成・派遣を図り、障がい特性に応じたコミュニケーション支援を行います。	
2	情報・意思疎通支援用具の給付	福祉保健課
	点字器や人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置などの情報収集や情報伝達、意思疎通を支援する用具を給付します。	
3	情報端末の利用支援	福祉保健課
	パソコンやスマートフォン等の操作方法のレクチャー、使用のサポートを行うとともに、ボランティアによる支援活動を促進します。	
4	選挙の投票における障がい者への配慮	総務課
	障がい者を含めて誰もが行きやすい投票所のバリアフリー化を推進します。判断能力が不十分な障がい者が、自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、適切な実施を支援します。指定病院や郵便等における不在者投票の適切な実施を図り、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。	
5	郵便等投票制度の周知・啓発	総務課
	投票所に行くことができない障がい者等が自宅で投票をし、選挙管理委員会に郵送する制度の周知・啓発を図ります。	

第7章 安全・安心

近年、東日本大震災をはじめ、全国各地で豪雨や台風による各地の惨状を目のあたりにし、多くの人が自然災害に対する不安を募らせています。

特に、災害時要配慮者と言われる高齢者や障がい者等は、災害時には特別な支援が必要となります。地域の基本的な防災対策はもちろん、要配慮者の視点での対策も緊急の課題です。

また、近年急増している消費者被害の防止・救済も含め、障がい者が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、防災・防犯対策を推進する必要があります。

施策の方向1 防災対策・災害時対応の充実

障がいのある人が地域社会において安全・安心して生活することができるよう、防災知識の普及、防災対策を推進します。災害時に備え、障がい者の避難誘導や避難所等における支援体制の充実を図ります。

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	地域防災計画の推進	総務課
	「地域防災計画」により、災害時の障がい者支援対策を推進するとともに、障がい者への避難場所の周知や防災避難訓練の参加の促進を図ります。各地区の防災体制強化に向けて、自主防災組織の組織化を促進します。	
2	避難行動要支援者の避難行動支援	総務課 福祉保健課
	地域防災計画を踏まえて「避難行動要支援者名簿」を作成します。さらに、名簿情報に基づき、具体的な避難方法等についての個別計画を策定します。	
3	福祉避難所の整備	福祉保健課
	災害時において、障がい者が必要なケアや物資の支給などの支援を受け、障がい特性に配慮された避難生活を送れるよう、既存施設の設備・体制等の充実を図ります。	
4	災害時の障がい者支援の体制づくり	福祉保健課
	災害時において、近隣住民が障がいのある人を支援する体制づくりを推進します。また、障がい者が利用する施設等においては、防災訓練を実施するとともに、近隣住民や関係機関とのネットワークづくりを促進します。	

施策の方向2 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

障がいのある人が犯罪や消費者トラブル等の被害に遭わないように、情報提供や支援を図ります。

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	消費者トラブルの防止 茨城県消費生活センターと連携して、障がい者が不当な消費者犯罪などにまきこまれないように広報・啓発を行います。	総務課 産業振興課
2	防犯対策の充実 警察署との連携のもと、防犯意識の普及・啓発、防犯パトロールなど地域安全活動を推進します。民生委員児童委員等の見守り活動を支援するとともに、自主的な防犯組織の育成と地域住民による防犯活動を促進します。	福祉保健課

第8章 差別の解消及び権利擁護の推進

障がいのある人が安心して自分らしく暮らせる地域であるためには、すべての町民が障がいや障がい者のことを理解し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが求められます。

共生社会においては、障がいの有無にかかわらず地域社会の誰もが、自己選択・自己決定のもとで対等にあらゆる活動に参画することが期待されます。共生社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消、虐待の防止をはじめ、障がい者の権利を守るための取り組みを進める必要があります。

施策の方向1 障がいのある人についての理解の促進

障がいのある人に対する偏見をなくし、「心の壁」を取り除くため、障がいや「共生社会」の理念等について、日常的な啓発・広報の充実を図るとともに、就学前の早い段階から学校教育、社会教育までを通じた切れ目のない福祉教育を推進します。

地域の人々や子どもたちが、障がいのある子に対する理解を深められるよう、地域における自然体験活動、地域住民・小中学校の児童生徒等との交流活動などの促進を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	障がい者理解についての啓発・広報の推進	福祉保健課
	「共生社会」の理念や障害者週間（12月3日から9日まで）などの周知とともに、日常的に障がい者理解のための広報・啓発を推進します。	
2	障がい等に関する正しい知識の普及・啓発	福祉保健課
	知的障がい、精神障がい、自閉症、アスペルガー症候群、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、難病など、十分に理解が深まっていないと考えられる障がい等について、正しい知識の普及と啓発を行います。	
3	福祉教育・交流教育の実施	学校教育課 生涯学習課 社会福祉協議会
	「居住地校交流事業」として、特別支援学校の児童生徒と自分の居住する地域の学校との交流事業の充実を図ります。 また、「総合的な学習の時間」の活用等により、関係機関等の連携でボランティア活動など地域の体験学習の機会を提供するように図ります。	

4	交流・ふれあい機会の拡充	
<p>家庭・学校・自治会などの地域の連携により、福祉行事等を実施します。 町や地域の障がい者関連団体が橋渡しとなり、身近な地域で障がいの有無によらずすべての町民がふれあえる多様な交流の機会づくりに取り組みます。</p>		福祉保健課 社会福祉協議会
5	地域における福祉教育の推進	
<p>生涯学習、社会教育分野における障がい福祉関係の講座の充実を図ります。</p>		生涯学習課
6	各種行事への障がい者参加の促進	
<p>町が主催する行事などにおいて、介助者や手話通訳者の配置など福祉的視点を取り入れて、障がい者が参加しやすいように配慮します。また、民間が開催する各種行事にも同様の配慮をするよう働きかけていきます。</p>		福祉保健課
7	障害者福祉表彰制度の実施	
<p>障がい者に関わる福祉・教育・雇用・まちづくりなどの功労者・団体・事業所等の表彰制度を創設し、町民への障がい者理解を推進します。</p>		福祉保健課

施策の方向2 虐待防止と権利擁護の推進

障がいのある人に対する虐待について、防止の啓発と発生予防を図るとともに、虐待が確認された場合には、早期発見から適切な対応へつなぐ一貫した支援体制の充実に努めます。

また、知的障がいや精神障がいにより判断能力が不十分な人が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、県や社会福祉協議会などと連携し権利擁護を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	虐待防止ネットワークの構築	福祉保健課
	要保護児童対策地域協議会、障害者自立支援協議会、子育て支援センター、地域包括支援センター、県福祉総合相談センター、警察署、消防署などと連携し、虐待の未然防止を図ります。	
2	障害者虐待防止法の周知等	福祉保健課
	障害者虐待防止法により、虐待の発見者に対する通報が義務づけられていることについて、住民及び関係者への周知を図ります。 障害者虐待防止法に基づき、虐待に関する通報を受けた場合には家庭や施設・職場などに調査、指導等を行うなど適切な対応に努めます。	
3	障害者差別解消法への対応	福祉保健課
	平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に向け、国や県と連携し、障がい者への差別解消に関する啓発に努めるとともに、障がい者差別解消支援地域協議会等の組織の整備に努めます。 国の策定する基本方針に基づき、社会的障壁の除去が図られるよう、必要かつ合理的な配慮を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進します。	
4	日常生活自立支援事業	社会福祉協議会
	知的障がい者等が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、専門員や生活支援員などが、事業者との福祉サービスの契約や利用援助、情報提供、助言、利用料の支払い等の日常的な金銭管理を代行します。	
5	成年後見制度の周知・利用支援	福祉保健課
	判断能力等が十分ではない方々が日常生活における損害を受けないよう、本人の権利を守るための制度の周知及び利用支援を図ります。 ※成年後見制度とは、判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい等の日常生活を法的に保護する制度です。	

第9章 地域における支援体制づくり

施策の方向1 地域支援体制の整備

障がいのある人の福祉施策の推進にあたり、地域ケアシステム推進事業やボランティア活動の振興などについて重要な役割を担う社会福祉協議会との連携強化を図ります。

また、障がい者が地域の中で自立して暮らす上では様々な生活課題があります。障がいのある人やその家族介護者の生活支援に対するニーズは、公的なサービスでカバーする部分よりも広い領域に及ぶため、きめ細かな支援を行うためには地域住民による協力が不可欠です。障がい者団体や家族会の活動、各種の福祉に関わるボランティア活動の振興により、障がいのある人の地域支援体制の充実を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	社会福祉協議会との連携 社会福祉協議会との連携を強化することにより、地域ケアシステム推進事業や心配ごと相談事業の充実を図ります。	福祉保健課
2	障害者自立支援協議会の機能強化 障害者自立支援協議会は、障がい者支援の総合的なネットワーク構築のために中核的な役割を担うことから、関係機関の連携強化と有機的な機能に努めます。協議会においては、今後の八千代町における地域自立支援協議会の望ましい在り方についても検討していきます。	福祉保健課
3	障がい者団体等の活動助成 障がい者団体や家族会等の活動の振興に向けて引き続き助成します。	福祉保健課
4	ボランティア活動の振興 「ボランティアセンター」活動を中心にして、各分野にわたるボランティア活動の振興を図ります。	社会福祉協議会
5	障がい者団体・ボランティア団体のネットワーク化 障がい者団体、ボランティア団体の相互の交流・情報交換の機会の拡充を図り、ネットワーク化を促進します。	社会福祉協議会
6	障がいのある人のボランティア活動（ピア・サポート活動）の参加促進 障がい者自身が参加するボランティア活動として、障がいのある人自らが、同じ立場から障がいのある人を支援するボランティア活動（ピア・サポート活動）を支援します。	福祉保健課

施策の方向2 人材の養成・確保

福祉サービス等の充実と安定的提供を図るため、専門的知識と技術を身に付けた人材の育成・確保をはじめ、家族や関係者が障がいのある人の気持ちや要望を十分にくみ取れるよう、障がいの特性や介助の方法に関する研修等を行います。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
内 容		
1	専門的人材の確保 精神保健福祉士、社会福祉士、理学療法士（PT）・作業療法士（OT）・介護福祉士などの人材確保に努めます。 本町在住の有資格者や知識・経験を有する福祉人材の掘り起こしを図り、町民の協力を促進します。	福祉保健課
2	福祉関係者の研修の充実 町や福祉施設などにおいて障がい福祉に携わる担当者の研修内容の充実を図ります。 事業者等に対しては、公的機関が実施する研修等の情報提供を行い、職員の参加を促進します。	福祉保健課
3	家族介護者の介護技術等の向上支援 家庭における介護者の知識と技術の向上を図るため、地域包括支援センター、社会福祉協議会、公的機関等が開催する介護教室や研修会などへの参加を促進します。	福祉保健課

第 3 編

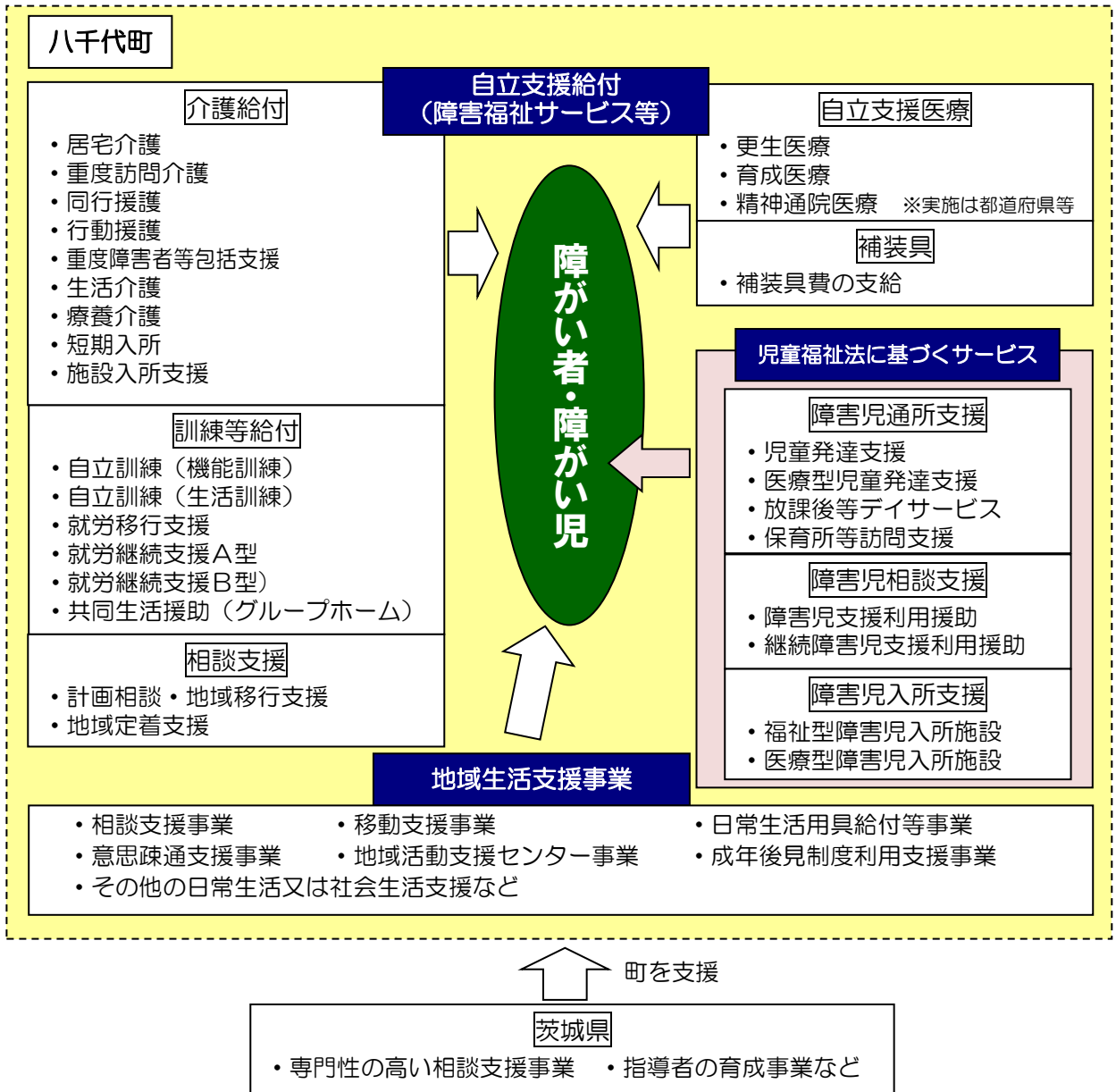
障害福祉計画

第1章 障害福祉計画の策定にあたって

1 サービス等の体系

障がい者及び障がい児を総合的に支援するサービスの全体像は次のとおりです。

【 障害福祉サービス等の体系図 】



障害者総合支援法に基づき、障がい者それぞれに必要な支援の程度や勘案すべき事項を踏まえた「障害福祉サービス」の提供、市町村の創意工夫により利用者の方々の状況に応じた「地域生活支援事業」の柔軟な実施、「自立支援医療」・「補装具」の支給が行われます。

また、障がい児に対しては、「児童福祉法に基づくサービス」が提供されます。

2 障害福祉サービス等の提供の考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に向けて、次の5つの視点に配慮して、数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行っていきます。

基本視点1 訪問系サービスの充実

障がい者一人ひとりの自己選択と自己決定を尊重し、本人の障がいの状態やニーズに応じた適切な居宅支援が受けられるよう、訪問系サービスの充実に努めます。また、精神障がい者に対するサービス提供の充実に努めます。

基本視点2 日中活動系サービスの充実

障がい者の自立に向けた就労のための訓練や職場への定着を目指す支援、あるいは介護を受けながら社会とのつながりを持ち、さまざまな活動ができる日中活動の場の確保に努めます。

基本視点3 地域生活移行の促進

障がい者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保を図るとともに、居住支援や保健・医療との連携を進め、地域生活移行の促進に努めます。

基本視点4 自己実現と社会参加の支援

障がい者が自らの意思と意欲に基づき、就労・創作活動・交流などのさまざまな活動に参加することができるよう、外出・移動や意思疎通が困難な方への支援、障がいの種別・程度・部位に応じた必要な支援の充実に努め、障がい者の社会参加を支援します。

基本視点5 相談支援の提供体制の確保

サービスの利用を必要とする人で、自らサービスの利用計画を立てることが困難な方を適切なサービスに結びつけるため、相談支援サービスの充実に努めるとともに、町自立支援協議会との連携のもと、総合的な相談支援体制の充実に努めます。

3 計画の数値目標

第3期までの計画では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、平成26年度までの数値目標を設定していました。

第4期計画では、第3期の実績を振り返った上で、本町の実情等を踏まえ、平成29年度末までの数値目標を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数値目標を設定し、障がい者の地域生活への移行の促進に努めます。

▼第3期計画の実績

平成18年度実績	平成17年度10月現在の入所者数 (A)	33人
平成22年度実績	平成22年度末の入所者数	29人
見込み	平成26年度末の施設入所者数 (B)	27人
第3期目標値	① 削減見込 ^{※1} (A-B)	6人
	② 地域生活移行者数 ^{※2}	5人
実績	平成25年度末の施設入所者数 (C)	29人
	施設入所者削減数 (A-C)	3人

※1 平成26年度末までの削減見込は、平成26年度末までの地域生活移行者数から新規利用による施設入所者数を差し引いた数と同じ値になります。

※2 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数とします。



見込み	平成29年度末の施設入所者数 (D)	31人
第4期目標値	※国の基本方針 ▶平成25年度末時点での施設入所者の12%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者から4%以上削減することを基本とする。	
	①施設入所者削減数 (C-D)	▲2人
	②地域生活移行者数	3人

◎平成29年度末までに施設入所者のうちの3人が、自立訓練などを利用し、グループホーム、一般住宅に移行することを目標とします。

◎なお、障がい者施設入所者の削減数については、高齢者等の入所者が増加している実情を踏まえ、目標設定を行わないもの（マイナスの人数設定）としています。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

障がい者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて民間企業等の就労に移行する者の数値目標を設定し、障がい者の一般就労移行の支援に努めます。

▼第3期計画の実績

平成 22 年度実績	平成 22 年度までに福祉施設を退所し、一般就労した者の数	0人
第3期目標値	平成 26 年度までの一般就労移行者数	2人
実 績	平成 24 年度の一般就労移行者数	2人



第4期目標値	※国の基本方針 ▶平成 24 年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。	
	平成 29 年度の一般就労移行者数	4人

◎本町では、第3期計画期間中の平成 24 年度において一般就労に移行した実績は2人でしたが、国の基本指針を踏まえ、平成 29 年度においては4人の方が一般就労へ移行することを目標とします。

(3) 就労移行支援事業の利用者数

福祉施設から一般就労への移行を進めるための手段として、就労移行支援事業の利用者数を増やしていくことを目標とします。

▼第3期計画の実績

平成 22 年度実績	平成 22 年度末の福祉施設利用者数*	65 人
平成 22 年度実績	平成 22 年度末の就労移行支援事業の利用者数	7 人
見 込 み	平成 26 年度末の福祉施設利用者数	91 人
第3期目標値	平成 26 年度末の就労移行支援事業の利用者数	8 人
実 績	平成 25 年度末の福祉施設利用者数	85 人
	平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者数	10 人

※ 福祉施設利用者数とは、生活介護、自立訓練（機能訓練／生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）のいずれかを利用している人数を指します。



見込み	平成 29 年度末の福祉施設利用者数	100 人
第4期目標値	※国の基本方針 ▶平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成 25 年度末における利用者数の6割以上増加することを基本とする。	
	平成 29 年度の就労移行支援事業の利用者数	13 人

◎本町では、利用実態等を踏まえ（国の基本指針を踏まえ）、平成 29 年度においては、第3期計画期間中の平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数から3割増加の 13 人が利用することを目標とします。

第2章 障害福祉サービス等

1 訪問系サービス

在宅生活を支援するサービスとして、「居宅介護（ホームヘルプ）」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」があります。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

【 サービス一覧 】

サービス名	給付の種類	内容	対象者
居宅介護 (ホームヘルプ)	自立支援給付 (介護給付)	自宅にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、通院などの移動介護を行うサービスです。	障害支援区分1以上の者
重度訪問介護	自立支援給付 (介護給付)	常時介護を必要とする重度の肢体不自由障がい者を対象に、自宅にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、外出時の移動介護などを総合的に行います。	障害支援区分4以上の者
同行援護	自立支援給付 (介護給付)	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者を対象に、外出時において、当該障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護など外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）排せつ・食事の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。	重度の視覚障がい者 ※身体介護を伴う場合、 障害支援区分2以上の者
行動援護	自立支援給付 (介護給付)	知的障がいや精神障がいによって常に介助を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行います。	障害支援区分3以上の者
重度障害者等 包括支援	自立支援給付 (介護給付)	介護の必要性が著しく高い人に居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。	障害支援区分6の者

第4期計画の見込量と確保方策

(1か月当たり)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
第3期の 計画値 ・ 実績値	・居宅介護	—	7人 201時間	—	9人 247時間	—	8人 216時間
	・重度訪問介護	—	0人 0時間	—	0人 0時間	—	0人 0時間
	・同行援護	—	0人 0時間	—	0人 0時間	—	0人 0時間
	・行動援護	—	1人 11時間	—	1人 8時間	—	1人 10時間
	・重度障害者等 包括支援	—	0人 0時間	—	0人 0時間	—	0人 0時間
	計	8人 252時間	8人 212時間	9人 299時間	10人 255時間	8人 291時間	9人 226時間
第4期の 見込み	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	・居宅介護	11人 304時間	12人 331時間	13人 358時間			
	・重度訪問介護	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間			
	・同行援護	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間			
	・行動援護	2人 15時間	2人 15時間	2人 15時間			
	・重度障害者等 包括支援	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間			
計	13人 319時間	14人 346時間	15人 373時間				

※平成26年度の実績は平成27年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 今後も、町内及び近隣市町のサービス提供事業者を通じた必要なサービス提供体制の確保を図るとともに、ホームヘルパー等の養成支援のほか、サービス内容や提供方法等を検討し、利用者の希望に即した質の高いサービス提供に努めます。
- 重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援については、現在サービスの利用はありませんが、新規参入を検討する事業者に対しては、サービス必要量等に関する情報提供を積極的に行い、事業者の参入を促します。
- 施設入所者や退院可能な精神障がい者の地域移行により、グループホームや単身での地域生活を始めるにあたり、サービスの利用が円滑にできるよう配慮するとともに、障がいの内容や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、それぞれの障害の特性を理解したホームヘルパーの養成を事業所に働きかけていきます。
- サービス提供事業者に対しては、3障がいや難病の個々の障がいの特性等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。

2 日中活動系サービス

日中活動を支援するサービスとして、「生活介護」、「療養介護」、「短期入所」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援(A型)」、「就労継続支援(B型)」があります。各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

(1) 生活介護

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (介護給付)	常に介護を必要とする人に、主に日中、障がい者支援施設などで食事や入浴、排泄などの介護や生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	障害支援区分3 (50歳以上は区分2) 以上の者

第4期の見込量と確保方策

		(1か月あたり)					
		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
第3期の 計画値・実績値		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
			40人 880人日	51人 924人日	41人 902人日	51人 886人日	43人 946人日
第4期の 見込み		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		52人 1,002人日		53人 1,022人日		54人 1,041人日	

※平成26年度の実績は平成27年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 利用は一定の水準で推移しており、今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者のニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。
- サービス提供事業者に対しては、3障がいや難病の個々の障がいの特性等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。

(2) 自立訓練（機能訓練）

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間(18ヶ月以内)行います。	一定の支援が必要な 身体障がい者

第4期の見込量と確保方策

第3期の 計画値・実績値	(1か月あたり)					
	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
第4期の 見込み	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	1人		1人		1人	
	20人日		20人日		20人日	

※平成26年度の実績は平成27年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 第3期においてサービスの利用はありませんが、第4期においてはサービス利用を見込んでおり、利用希望者が現れた場合にサービス提供を確保できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握し、提供基盤の充実に努めます。
- サービス提供事業者に対しては、個々の障がいの状況等に留意し、利用者の意向に相應る質の高いサービス提供を促します。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の十分な提供に努めます。

(3) 自立訓練（生活訓練）

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間(18ヶ月以内)行います。	一定の支援が必要な 知的・精神障がい者

第4期の見込量と確保方策

第3期の 計画値・実績値	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	3人 72人日	3人 60人日	2人 52人日	5人 77人日	3人 72人日	5人 83人日
第4期の 見込み	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	6人 99人日		6人 99人日		7人 116人日	

(1か月あたり)

※平成26年度の実績は平成27年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 利用は一定の水準で推移しており、今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。
- サービス提供事業者に対しては、個々の障がいの状況等に留意し、利用者の意向に相應る質の高いサービス提供を促します。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の十分な提供に努めます。

(4) 就労移行支援

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	一定期間(24ヶ月以内)、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	一般就労を希望し、知識・能力の向上のための必要な訓練や支援により就労が見込まれる65歳未満の者

第4期の見込量と確保方策

第3期の 計画値・実績値	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	4人 84人日	10人 160人日	3人 63人日	10人 183人日	4人 84人日	8人 156人日
第4期の 見込み	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	11人 214人日		12人 234人日		13人 253人日	

(1か月あたり)

※平成26年度の実績は平成27年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 第3期においてはサービス利用の実績値が計画値を大きく上回っており、障がい者の自立支援のためにも重要なサービスであることから、第4期においては更なる利用の増加を見込んでいます。
- 今後も必要なサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。
- 福祉施設や相談支援事業所及び就労移行支援事業所と連携を図り、就労移行支援事業の利用促進を図ります。
- サービス利用後の就労先の確保が必要となることから、地域自立支援協議会を核としながら、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、就労に関する総合的な支援を図ります。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の十分な提供に努めます。

(5) 就労継続支援 (A型)

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。	企業等に就労することが困難な障がいのある者

第3期の 計画値・実績値		(1か月あたり)					
		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
		0人	0人	0人	0人	0人	2人
		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	42人日
第4期の 見込み		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		3人		3人		4人	
		63人日		63人日		56人日	

※平成26年度の実績は平成27年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 第3期においてはサービス利用を見込んでいませんでしたが、平成26年度に利用実績がありました。
- 利用希望者に必要なサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。
- 相談支援事業者や就労継続支援事業者との連携を図り、必要なサービスの利用につながるよう支援に努めます。
- 福祉施設や企業等の理解を得ながら、賃金(工賃)の向上など就労条件の改善に努めます。
- 地域自立支援協議会を核としながら、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、福祉的な就労に関する総合的な支援を図ります。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の十分な提供に努めます。

(6) 就労継続支援 (B型)

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	就労移行支援事業などを利用したが就労に結びつかなかった者、就労していて離職した者及び一定の年齢に達しており、就労が困難な者

第4期の見込量と確保方策

第3期の 計画値・実績値	(1か月あたり)					
	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	24人	25人	26人	26人	28人	27人
	475人日	453人日	513人日	457人日	551人日	483人日
第4期の 見込み	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	28人		29人		30人	
	500人日		518人日		536人日	

※平成26年度の実績は平成27年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 利用は増加傾向で推移しており、今後も引き続き十分なサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。
- 相談支援事業者や就労継続支援事業者との連携を図り、必要なサービスの利用につながるよう努めます。
- 福祉施設や企業等の理解を得ながら、賃金の向上などの就労条件の改善に努めます。
- 地域自立支援協議会を核としながら、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、福祉的就労に関する総合的な支援を図ります。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の十分な提供に努めます。

(7) 療養介護

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (介護給付)	医療と常時介護を必要とする方に、病院などの施設で医学的管理の下に、食事や入浴、排泄などの介護や日常生活上の相談支援、機能訓練などを行います。	①ALS患者などで呼吸管理を行っている障害支援区分6の者 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で障害支援区分5の者

第4期の見込量と確保方策

		(1か月あたり)					
第3期の 計画値・実績値	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
	0人 0人日	2人 56人日	0人 0人日	2人 56人日	0人 0人日	2人 60人日	
第4期の 見込み	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	3人 90人日		3人 90人日		4人 120人日		

※平成26年度の実績は平成27年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 第3期においてはサービス利用を見込んでいませんでしたが、計画期間中はいずれの年にも利用実績がありました。
- サービスを安定的に提供できるよう、利用者ニーズを把握に努め、医療機関との連携を図ります。

(8) 短期入所

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (介護給付)	介護者が病気などの理由で一時的に障がい者（児）の介護ができない場合、施設に宿泊して入浴や排泄、食事の介護など日常生活上の支援を行います。	障害支援区分1以上の者

第4期の見込量と確保方策

第3期の 計画値・実績値		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
		9人	14人	9人	13人	10人	6人
		81人日	105人日	81人日	115人日	90人日	80人日
第4期の 見込み		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		福祉型		福祉型		福祉型	
		医療型		医療型		医療型	
		16人	16人	16人	16人	17人	17人
		138人日	138人日	148人日	148人日	157人日	157人日
		1人	1人	1人	1人	1人	1人
		15人日	15人日	15人日	15人日	15人日	15人日

※平成26年度の実績は平成27年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 第3期中の平成24年度、25年度においてはサービス利用の実績値が計画値を大きく上回っており、第4期においては更なる利用の増加を見込んでいます。
- サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。

3 居住系サービス

居住の場を支援するサービスとして、「共同生活援助（グループホーム）」、「施設入所」があります。各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

(1) 共同生活援助（グループホーム）

サービス名	給付の種類	内容	対象者
共同生活援助 (グループホーム)	自立支援給付 (訓練等給付)	日中は就労又は就労継続支援などの日中活動サービスを利用している身体障がいのある人・知的障がいのある人・精神障がいのある人に共同生活の場を提供し、相談や日常生活上の援助を行います。また、利用者のニーズに応じて食事等の介護等も行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を必要とする者 ・食事や入浴などの介護が必要な者(障害支援区分の認定が必要です)
※共同生活介護 (ケアホーム)	自立支援給付 (介護給付)	日中は就労継続支援又は生活介護などの日中活動サービスを利用している身体障がいのある人・知的障がいのある人・精神障がいのある人に共同生活の場を提供し、入浴・排泄・食事の介護などを行うサービスでしたが、平成26年度からは「共同生活援助(グループホーム)」へ一元化されました。	障害支援区分2以上の者

第4期の見込量と確保方策		(1か月あたり)					
第3期の 計画値 ・ 実績値		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	共同生活援助	7人	7人	9人	14人	10人	17人
	共同生活介護	7人	9人	7人	7人	8人	0人
	計	14人	16人	16人	21人	18人	17人
第4期の 見込み		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	共同生活援助	18人		18人		18人	

※平成 26 年度の実績は平成 27 年 2 月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○障がい者の地域生活への移行を促進するためには、知的障がいや精神障がいのある人の生活の場としてグループホーム等の整備が必要になります。今後も施設入所者や精神障がいのある人の意向を十分把握した上で、関係機関の協力を得ながら、利用者のニーズに応じた居住系サービスの確保を進めていきます。

(2) 施設入所支援

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (介護給付)	夜間に介護が必要な人や自立訓練・就労移行支援を利用している障がいのある人で単身の生活が困難な方、通所が困難な方に夜間の居住の場を提供し、日常生活上の支援を行います。	障害支援区分4 (50歳以上は区分3) 以上の者

第4期の見込量と確保方策

第3期の 計画値・実績値	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	29人	31人	29人	30人	27人	29人
第4期の 見込み	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	31人		31人		31人	

※平成 26 年度の実績は平成 27 年 2 月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○施設入所支援については、多くの利用者は町外施設を利用しています。こうした現状を踏まえ、県や他市町村と連携しながら、広域的な視点から質の高いサービス提供の推進に取り組みます。

4 相談支援

計画的な支援を必要とする人を対象に相談支援を行います。サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
計画相談支援	計画相談支援給付費	サービス等利用計画案の作成、サービス事業者等との連絡調整を行います。	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者
地域移行支援	地域相談支援給付費	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います。	障がい者支援施設などに入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者
地域定着支援	地域相談支援給付費	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に相談などの対応を行います。	居宅において単身などで生活する障がい者

第4期の見込量と確保方策

		(1年あたり)					
		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
第3期の 計画値 ・ 実績値	計画相談支援	43人	19人	93人	54人	143人	49人
	地域移行支援	1人	0人	2人	1人	3人	0人
	地域定着支援	1人	0人	1人	0人	2人	0人
	第4期の 見込み	計画相談支援	90人		95人		100人
地域移行支援	1人		1人		1人		
地域定着支援	0人		0人		0人		

※平成26年度の実績は平成27年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 障害福祉サービス等の利用者に対し、計画的な支援を提供するために、相談支援事業所と連携し、サービスの提供・充実を図ります。
- 支援を必要とする利用者に対し、サービスの利用調整・モニタリングなどの支援が提供されるよう事業者に対して働きかけを行います。
- 地域定着支援については、計画期間中の利用を見込んでいませんが、サービス利用の対象となる障がい者の把握とサービス提供体制の確保を図ります。

5 自立支援医療と補装具

(1) 自立支援医療制度

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減のための医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

利用者負担は基本的には1割ですが、低所得の方だけでなく、一定の負担能力があっても継続的に相当額の医療費負担が生じる方々にも月額負担に上限を設定するなどの負担軽減策が講じられています。

名称	内容	対象者
精神通院医療	継続的な通院を要する精神疾患の治療等のために必要な医療費の支給を行います。	精神疾患のため、通院による医療を継続的に必要とする者
更生医療	その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して、その障がいの除去・軽減に必要な医療費の支給を行います。	更生相談所の判定に基づき支給認定を受けた身体障がい者
育成医療		身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童

▶今後の方策

○制度の周知のほか、障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めます。

(2) 補装具費の支給

補装具とは「身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就業に、長時間にわたって継続して使用される装具のこと」で、義肢や車いすなどがあります。補装具を必要とする身体に障がいのある人に購入費や修理費の給付を行います。

内容	対象者
身体に障がいのある人に、その障がいを補うための補装具の交付・修理に要した費用を助成します。原則的には、1割負担ですが、世帯の所得に応じて月額上限額があります。また、それぞれの補装具の交付基準額を超えた額は自己負担となります。	身体障害者手帳所持者（健康保険や労災保険、介護保険で給付を受けることができる人を除きます。）

▶今後の方策

○制度の周知のほか、障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めます。

第3章 地域生活支援事業

障がい者が自らの適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するために、地域生活支援事業を実施します。

地域生活支援事業には「理解促進研修・啓発事業」、「相談支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」等の「必須事業」と、市町村が任意に行うことができる「任意事業」があります。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

内容	対象者
障がい者福祉に関する関係法令等の理解促進活動及び障がい者等に対する差別や偏見が生じないよう市民等の意識の高揚を図る啓発活動を行います。	次のいずれかに該当する個人又は団体。 <ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有すること ・町内の事業所等に在籍し、勤務していること ・町内の学校等に在学していること

第4期の見込量と確保方策

第3期の 計画値・実績値	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	—	—	—	無	—	無
第4期の 見込み	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	有		有		有	

※平成26年度の実績は平成27年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○地域の住民等を対象に、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントを開催します。

(2) 自発的活動支援事業

内容	対象者
障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。	町内の障がい者やその家族、地域住民など

第4期の見込量と確保方策

第3期の 計画値・実績値	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	—	—	—	無	—	無
第4期の 見込み	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	有		有		有	

※平成26年度の実績は平成27年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○障がい者やその家族、地域住民が自発的に行う活動の支援を図ります。

(3) 相談支援事業

内容	対象者
障がいのある人の自立した日常生活、社会生活を営むことを目的に福祉サービスの利用援助、権利擁護のために必要な援助を行います。	サービスを利用するすべての障がい者

第4期の見込量と確保方策		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
第3期の 計画値 ・ 実績値	障害者相談支援事業	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	地域自立支援協議会	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	基幹相談支援センター	—	0か所	—	0か所	—	0か所
	市町村相談支援機能強化事業	—	1か所	—	1か所	—	1か所
	住宅入居等支援事業	—	0か所	—	0か所	—	0か所
第4期の 見込み		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	障害者相談支援事業	2か所		2か所		2か所	
	地域自立支援協議会	1か所		1か所		1か所	
	基幹相談支援センター	無		無		有	
	市町村相談支援機能強化事業	1か所		1か所		1か所	
住宅入居等支援事業	無		無		無		

※平成26年度の実績は平成27年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- より地域に密着した総合的な相談支援を図るため、本町では相談支援の中核的な役割を果たす基幹相談支援センターの設置を検討します。
- 住宅入居等支援事業の対象者である「賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者」への対応が必要な場合は、福祉保健課が窓口となり、不動産業者に対する住宅のあっせん依頼、入居手続きの支援等を行います。本事業については、必要に応じて対応していきます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

内容	対象者
成年後見制度の利用が必要と認められる障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障がい者の権利擁護を図ります。	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で成年後見制度の利用に要する経費について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

第4期の見込量と確保方策

第3期の 計画値・実績値	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	—	0人	—	0人	—	0人
第4期の 見込み	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	1人		1人		1人	

※平成26年度の実績は平成27年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 第3期においては、利用実績はありませんでしたが、成年後見制度による保護・援助が必要と認められる知的障がいのある人または精神障がいのある人に対して、同制度の利用支援に取り組み、権利擁護を図ります。
- 成年後見制度の利用について、必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

内容	対象者
成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で、法人等による成年後見等の利用が必要であると認められる者

第4期の見込量と確保方策

第3期の 計画値・実績値	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	—	0人	—	0人	—	0人
第4期の 見込み	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	0人		0人		1人	

※平成26年度の実績は平成27年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修などを行います。
- 法人後見活動の安定的な実施のための組織体制や専門職による支援体制の構築などを行います。
- 社会福祉協議会に対し、事業実施に向けた働きかけを行います。

(6) 意思疎通支援事業

事業名	内容	対象者
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	聴覚及び音声又は言語機能に障がいのある人の依頼に応じて、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。	視覚、聴覚及び音声又は言語機能の障がい者
手話通訳者設置事業		

第4期の見込量と確保方策

		(1年あたり)						
		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
第3期の 計画値 ・ 実績値	手話通訳者派遣事業	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
		要約筆記者派遣事業	—	0人	—	0人	—	0人
		手話通訳設置事業	—	0人	—	0人	—	0人
	第4期の 見込み	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	2人		2人		2人			
手話通訳設置事業	0人		0人		0人			

※平成26年度の実績は平成27年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 手話通訳者及び要約筆記者の派遣については、引き続き、茨城県立聴覚者障害者センターとの連携により、サービスの確保を図ります。
- 平成26年度においては、手話通訳者派遣の利用者が2人ありましたが、潜在的な利用希望者がさらにいることも考えられることから、対象者の把握と利用促進に努めます。
- 本町においては、手話通訳者等の人材の恒常的な配置は難しいことから、派遣事業を通じた意思疎通のためのサービス確保を図ることとし、計画期間においては他市町村との連携を図りながら、サービスの確保に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

用具種別	内容例	対象者
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子	在宅の 身体障がい者 又は 最重度の 知的障がい者
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などを支援する用具	
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車や電動式たん吸引器、盲人用体温計など在宅療養を支援する用具	
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置など情報収集や情報伝達、意思疎通などを支援する用具	
排泄管理支援用具	ストマ装具など排泄管理を支援する用具	
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	居宅における円滑な生活動作などを図るために小規模な住宅改修を行う際の費用の一部を助成	

第4期の見込量と確保方策

		(1年あたり)					
		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
第3期の 計画値 ・ 実績値	介護・訓練支援用具	3件	0件	5件	0件	3件	2件
	自立生活支援用具	3件	1件	4件	1件	4件	2件
	在宅療養等支援用具	4件	0件	2件	2件	4件	1件
	情報・意思疎通支援用具	5件	0件	2件	0件	4件	0件
	排泄管理支援用具	290件	293件	310件	333件	320件	299件
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0件	1件	0件	0件	1件	0件
第4期の 見込み		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	介護・訓練支援用具	3件		3件		3件	
	自立生活支援用具	3件		3件		3件	
	在宅療養等支援用具	2件		2件		2件	
	情報・意思疎通支援用具	1件		1件		1件	
	排泄管理支援用具	310件		310件		310件	
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1件		1件		1件		

※平成26年度の実績は平成27年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 重度の障がい者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。日常生活用具給付の決定、給付品目の選定にあたっては、実情に合わせて適正な運用を図ります。
- 日常生活用具の必要な障がい者への事業内容の周知を図るとともに、用具がスムーズに提供できるよう、事業者をはじめ各方面の関係者に働きかけ、サービス提供の確保に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

内容	対象者
意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話言語を習得した者を養成します。	手話言語の習得を希望する町民

第4期の見込量と確保方策						(1年あたり)	
						平成24年度	
第3期の 計画値・実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
	0人	0人	0人	13人	1人	9人	
第4期の 見込み	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	10人 (講習修了者)		11人 (講習修了者)		12人 (講習修了者)		

※平成26年度の実績は平成27年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○県や社会福祉協議会などの関係団体等との連携のもと、手話通訳講習会を年30回開催し、本町において意思疎通支援の担い手となる人材の育成に取り組みます。

(9) 移動支援事業

内容	対象者
屋外での移動に困難がある障がいのある人に対し、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。	障がいによって単独での移動が困難である障がい者

第4期の見込量と確保方策		(1年あたり)					
		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
第3期の 計画値・実績値		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
			1人	1人	1人	2人	1人
第4期の 見込み		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		5人		6人		7人	

※平成26年度の実績は平成27年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 屋外での移動が困難で支援の必要がある障がい者に対して、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的に、外出のための個別支援を行います。
- 今後も引き続き、町内や近隣市町の事業者を通じたサービス提供体制を確保し、社会生活上不可欠な外出の支援を円滑に行うことで、障がい者の地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

(10) 地域活動支援センター

類型	内容	対象者規模
I型	専門職員(精神保健福祉士など)を配置し、医療・福祉や地域の社会基盤との調整、地域におけるボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る普及啓発などを行います。	<ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者 利用人員20人以上
II型	地域での就労が困難な在宅の障がいのある人に、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを行います。	<ul style="list-style-type: none"> 18歳以上の障がい者 利用人員20人以上
III型	創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図り、地域の実情に応じた支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者 利用人員10人以上

第4期の見込量と確保方策

第3期の 計画値 ・ 実績値		(1年あたり)					
		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
町外センター 利用		3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
		4人	4人	5人	5人	5人	5人
第4期の 見込み		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
町外センター 利用		3か所		3か所		3か所	
		6人		7人		8人	

※平成26年度の実績は平成27年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○I型、III型について町外事業所に委託して実施しており、創作的活動や生産活動の機会の提供や、社会との交流促進等の便宜を図ることを通じて、障がい者の地域生活を支援しています。

○II型については、これまでの事業実績はありませんが、今後、近隣市町の状況、利用者の動向や要望、事業所等の意向を踏まえて事業の実施体制の確保を検討します。

2 任意事業

サービス名	内容	対象者
日中一時支援事業	在宅障がい児（者）を一時的に預かることで、日中活動の場を提供し、家族の一時的な介護負担の軽減を図ります。	日中に監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者
社会参加支援事業 ①スポーツ・レクリエーション教室開催等	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会を開催します。	障がい者
②その他社会参加支援	障がい者が住み慣れた地域社会の中で自立し、社会参加を効果的に促進することを目的として障がい者福祉の集いを開催し、相互の友情と情報の輪を更に広げ、在宅の障がい者福祉の向上に努めます。	障がい者
自動車免許取得費補助事業	障がいのある人の就労等の社会参加を促進するため、自動車運転免許を取得する場合に補助金を交付します。	障害者手帳の交付を受けている者であって、運転免許の取得により、就労等の社会参加の促進が見込まれる者
自動車改造費補助事業	障がいのある人の社会復帰の促進を図るため、障がいのある人が自ら運転することができるように自動車を改造する場合に補助金を交付します。	障害者手帳の交付を受けている者又は生計を一にする者であって、就労などに伴い自ら運転する自動車の一部を改造する者

第4期の見込量と確保方策

(1年あたり)

第3期の 計画値 ・ 実績値	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
日中一時支援事業	32人	32人	33人	25人	35人	25人
社会参加支援事業 ①スポーツ・レクリエーション 教室開催等	1件	1件	1件	1件	1件	1件
②その他社会参加支援	—	1件	—	1件	—	1件
自動車免許取得費補助事業	1件	0件	1件	0件	1件	0件
自動車改造費補助事業		0件		0件		0件
第4期の 見込み	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	日中一時支援事業	25人	26人	27人		
	社会参加支援事業 ①スポーツ・レクリエーション 教室開催等	1件	1件	1件		
	②その他社会参加支援	0件	0件	0件		
	自動車免許取得費補助事業	1件	1件	1件		
	自動車改造費補助事業	1件	1件	1件		

※平成26年度の実績は平成27年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 日中一時支援については、社会福祉法人等に委託することによりサービス提供を確保します。
- 障害児早期療育等強化事業として、障がい児の通園事業を行っている事業所に対し、補助を行います。
- 社会参加支援事業については、八千代町身体障害者福祉協会への委託、補助金の交付によりサービス提供を確保します。
- 自動車免許の取得により社会参加が見込まれる障がい者に免許取得に要した費用の一部を補助します。
- 自ら自動車を運転する身体障害者手帳所持者で、所有または取得する自動車を改造する場合、所得制限の条件を満たす場合に費用の一部を補助します。

第4章 児童福祉法に基づく障がい児のサービス

従来、障がい児を対象とした施設・事業は、施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法に基づき実施されてきましたが、平成24年4月以降、改正法施行に伴い児童福祉法に根拠規定が一本化され、障がい種別に分かれていた施設体系については、通所・入所の利用形態の別により、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・医療型児童発達支援）と障害児入所支援（福祉型・医療型）に一元化されました。

各サービスの内容と今後の事業量の見込みは次のとおりです。

1 障害児通所支援

サービス名	内容	対象者
児童発達支援	障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。	身体障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神障がいのある児童（発達障がい児を含む） ※手帳の有無は問わず
放課後等 デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中における居場所づくりとともに、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行い、自立を促進します。	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい児
保育所等訪問支援	保育所等を利用する障がい児が、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行います。	保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児
医療型 児童発達支援	総合的な療育機能を担い、継続した集団療育と個別療育を通して、運動障がいのあるお子さんとそのご家族に専門的な支援を行います。	身体障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神障がいのある児童（発達障がい児を含む） ※手帳の有無は問わず

第4期の見込量と確保方策

(1か月あたり)

第3期の 計画値 ・ 実績値	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
第3期の 計画値 ・ 実績値	児童発達支援	—	6人	—	7人	—	7人
		—	68人日	—	77人日	—	53人日
	放課後等 デイサービス	—	11人	—	13人	—	19人
		—	83人日	—	127人日	—	134人日
	保育所等訪問支援	—	0人	—	0人	—	0人
		—	0人日	—	0人日	—	0人日
	医療型 児童発達支援	—	0人	—	0人	—	0人
		—	0人日	—	0人日	—	0人日
第4期の 見込み	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	児童発達支援	9人	10人	11人			
		66人日	71人日	76人日			
	放課後等 デイサービス	22人	25人	28人			
	155人日	176人日	197人日				
	保育所等訪問支援	0人	0人	0人			
		0人日	0人日	0人日			
	医療型 児童発達支援	0人	0人	0人			
		0人日	0人日	0人日			

※平成26年度の実績は平成27年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。
- 保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。
- サービス提供事業者に対し、障がいの特性や障がい児支援の知識有する指導員等の確保・養成を促し、サービスの充実に努めます。

2 障害児相談支援

内容	対象者
障害児通所支援を申請した障がい児について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行った場合、障害児相談支援給付費を支給します。	障害児通所支援を申請した障がい児であって、町が障害児支援利用計画案の提出を求めた者

第4期の見込量と確保方策

		（1か月あたり）					
第3期の 計画値・実績値	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
	—	1人	—	7人	—	10人	
第4期の 見込み	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	38人		39人		40人		

※平成26年度の実績は平成27年2月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用にあたり、ケアマネジメントを図ることによりきめ細かく支援するため、障がい児通所支援を利用するすべての障がい児に対し、障害児支援利用計画を作成します。

第5章 制度のより良い運用

サービスの利用申請の受付、認定調査、審査会の運営、障害支援区分の認定など、サービス支給決定事務を円滑に推進します。

指定事業者等のサービスの質の向上とともに、サービスの利用にあたって苦情解決制度や利用者負担軽減措置制度を周知します。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	審査会の運営	福祉保健課
	障害支援区分の審査及び判定（介護給付の二次判定）や、支給要否決定の意見を述べるために、「審査会」を設置、運営します。 審査会の開催時期や開催頻度については、新規申請の状況等を踏まえながら、利用者に配慮した柔軟な対応を図ります。	
2	障害支援区分の認定・サービス支給決定	福祉保健課
	障がい者からのサービス利用申請について、相談支援事業者のアセスメント結果をもとに障害支援区分の一次判定を行い、さらに、「審査会」の二次判定結果を踏まえて、障害支援区分の認定を行い、サービス支給決定を行います。	
3	指定障害福祉サービス事業者等の質的向上	福祉保健課
	障害者総合支援法第42条、「指定事業者等」の責務の遵守を求めるとともに、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上に向けて「茨城県福祉サービス第三者評価事業」を受審することなどを勧奨します。	
4	利用者保護促進事業	福祉保健課
	サービスの利用に伴う利用者の苦情や意見について、福祉保健課、保健センター、社会福祉協議会等の窓口で対応します。 障害認定区分や支給決定について不服がある場合は、県の「障害者介護給付費等不服審査会」への審査請求、それ以外の苦情については県の「運営適正化委員会」が扱うなど苦情解決の仕組みの周知を図ります。	



資料編

1 八千代町地域自立支援協議会の設置及び運営に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づき、障害福祉関係者が連携をはかり、障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう協議するため、八千代町地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 困難事例の協議及び調整に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (4) 八千代町障害者福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (5) その他障害者の福祉向上のために必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健又は医療関係者
- (4) 障害者団体関係者
- (5) 教育機関関係者
- (6) 学識経験を有する者
- (7) その他町長が必要と認める者

3 協議会の委員は、非常勤とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、障害者福祉主管課において行う。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成23年4月1日から施行する。

(八千代町障害福祉計画策定委員会設置要項の廃止)

2 八千代町障害福祉計画策定委員会設置要項(平成18年訓令第4号)は、廃止する。

2 八千代町地域自立支援協議会委員名簿

NO	役職等	氏名	備考
1	あじさい学園八千代	秋山 律子	会長
2	地域活動支援センター 煌	田中 美樹	
3	BIC MAMA 訪問介護事業所	杉田 美幸	
4	身体障害者相談員	馬場 源一	
5	知的障害者相談員	幸田 実	副会長

八千代町障がい者プラン

【 第3次 障害者計画 】

【 第4期 障害福祉計画 】

平成27年3月

発 行 八千代町

編 集 八千代町 福祉保健課

茨城県結城郡八千代町大字菅谷 1170

TEL 0296-49-3941

FAX 0296-48-4371
